

第1節 「安全で快適な生活環境」の保全を目指して

安全で快適な生活環境とは、大気・水・土壤が市民の健康に不安を与えることのない良好な状態が保たれ、不快な騒音・振動・悪臭などに煩わされることもなく快適に暮らせる環境をいいます。美しい自然の大気の下で誰もが安心して運動、散歩、サイクリングなどの活動を楽しみ、水道水を飲料として、また料理にも利用でき、暑い日には、きれいな川辺で水遊びを楽しむことができ、子どもたちは、土遊び、砂遊びに興じ、大人は農作業、畑作業にいそしむことができるようなまち、そして安全で汚染されていない土壤や水で生産された地元の農作物を販売したり、おいしく味わえる環境、不快な騒音や振動がない平穏な環境が確保されている一宮市を目指します。このような魅力的なまちを市民、事業者、市民団体・NPO*、市のそれぞれの主体が協働でつくり、維持し、次世代に継承していきます。

そのためには、私たち一人ひとりが何をしなければならないかということを考え、規則や規制に基づいて社会的に責任を負うことや互いに協力して積極的に取り組むことが必要です。市民の意識を高め、毎日の生活を環境負荷の少ない生活に変えていくことが特に重要な課題です。

環境問題を解決に導き、皆さんのがんばりや不安を将来に残さず、50年、100年先の人々も安心して暮らせる、思いやりのあふれる一宮の「まちそだて」のため、「安全で快適な生活環境」の保全を目指します。

本節のテーマ「そだて」の意味について

本節では「そだて」という表現を用いていますが、この言葉には以下のようないいが込められています。

- 私たちの生活空間は私たちの手で守っていこう。
- 私たちが自然や人間にとて何をしなければならないのかを考え、一人ひとりの環境に対する知識や意識を「そだて」ていこう。
- 一人ひとりの持っている知識やすく実施されている施策など、環境問題を解決させるためのたくさんの種を、少しでも多くの方の力を得て「どのようにしたらうまくいくか」といった知恵や行動として芽吹かせ、「そだて」ていこう。



1. 空気のきれいなまちそだて

きれいな空気とは、色や悪臭がないというだけでなく、浮遊汚染物質、有害物質ができるだけ少なく、安心して呼吸できる大気の状態をいいます。空気は無限に利用できるものではありません。空気の汚れは地球上のすべての生きものに影響を及ぼします。できるだけ空気を汚さない生活を心がけ、地球上のすべての生きものが末永く共存していくために、身近なことから私たち一人ひとりがよく考えて行動することが大切です。

(1) 現状と課題

自動車や事業所から空気中に排出されている汚染物質のうち、環境基準^{*}が定められている二酸化硫黄(SO₂)^{*}、二酸化窒素(NO₂)^{*}、一酸化炭素(CO)、光化学オキシダント(Ox)、浮遊粒子状物質(SPM)^{*}、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類^{*}、微小粒子状物質(PM2.5)^{*}について、一宮市内では二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質の5物質について、常時監視を行っています。平成24年度の結果では二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の3物質について環境基準を達成しましたが、光化学オキシダント(表2-2)、微小粒子状物質(表2-3)の2物質については、環境基準を達成しませんでした。

■表2-1 大気汚染に係る環境基準(抜粋)

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(Ox)	1時間値が0.06 ppm以下であること。
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。

* ppm: 100万分中のいくつであるかを示す分率

* μg: 100万分の1グラム

■表2-2 光化学オキシダント(Ox)測定結果(平成24年度)

測 定 局	昼間測定日数	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数
一宮市松降通	365	75
一宮市小信中島	365	84
一宮市木曽川消防署	354	78

出典: 愛知県環境部資料

■表2－3 微小粒子状物質（PM2.5）測定結果（平成24年度）

測定局	有効測定日数	短期基準 (1日平均値の年間98パーセンタイル値)	長期基準 (年平均値)
一宮市松降通	359	34.5 μg/m ³ (環境基準達成)	15.2 μg/m ³ (環境基準非達成)

*98パーセンタイル値：1年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて98%目に該当する日平均値

※μg：100万分の1グラム

出典：愛知県環境部資料

大気汚染の主要発生源である自動車排ガス対策として「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」^{*}が施行されています。一宮市全域がこの法律の規制対象地域となっており、基準を満たしていない貨物自動車などは規制対象地域内において車検証の交付が受けられません。その他、「あいち自動車環境戦略2020」^{*}や「県民の生活環境の保全等に関する条例」^{*}により、自動車の使用に伴う環境への負荷の低減が規定されています。

次世代自動車の開発・改良が進み、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車^{*}や天然ガス自動車などの低公害車^{*}が実用化されています。加えて、これらに搭載されている電池を蓄電池として活用するといった自動車利用の多様化など、自動車社会が大きく変化し、自動車に関する環境意識はさらに高まっています。

社会貢献の一環として、独自の削減目標を設け積極的に環境保全活動を行う事業所も見受けられます。しかし、公害規制のかかる工場などの事業所から大気に排出される汚染物質についてはかなり改善されている一方で、規制のない、あるいは規制のかかりにくい屋外燃焼行為など個人の生活、活動が安全で安心な環境の確保の妨げになることも懸念されます。

また、平成23年の東日本大震災に伴う原子力発電所の過酷事故による放射性物質^{*}の拡散に起因した環境汚染の発生では、安全・安心な生活環境は私たちの命と深く関わる問題であることを改めて認識しました。

今後の課題としては、事業者や個人の活動による汚染のより一層の低減により、安全で快適な環境づくりを市民、事業者、市民団体・NPO、市が協働し、どのような取り組みをどのようにするか、またその取り組みの結果の評価を行い、次の方針や取り組みに反映していくかということが大切です。

（2）環境目標

空気がきれいですごしやすいまちと心を「そだて」ます。

- 光化学オキシダント及び微小粒子状物質に係る環境基準の達成を目指します。
- 環境基準が達成されている物質については、現在の環境を維持し、より一層の低減を目指します。

(3) 具体的取組

ア 自動車排出ガス対策

大気汚染の主要発生源である自動車排出ガスの排出量の削減に向け、低公害車の普及促進やエコドライブ^{*}の推進、交通の円滑化、自家用車から徒歩や自転車・公共交通機関への転換促進などを図っていきます。また、街路の緑化などを行い、大気浄化を促進していきます。

行動指針1-① 低公害車の普及を促進します

【取組】

<市民>

◇自動車の購入の際にはできる限り低公害車を選択します。

<事業者>

◇低公害車を積極的に導入します。

◇ディーゼル車（クリーンディーゼル車を除く）の利用を控えます。

◇ブルドーザーなどの特殊自動車は「排出ガス対策型建設機械指定制度」^{*}や「特定特殊自動車排出ガスの規制に関する法律（オフロード法）」^{*}で指定された機械を使用します。

◇電気自動車、プラグインハイブリッド自動車用の充電施設の設置を促進します。

<市>

◇低公害車を率先して導入します。

◇低公害車に関する啓発を行い、普及を促します。

◇公用車の利用状況を把握し、効率的な運用を図ることにより保有台数の削減に努めます。

◇物品納入業者に対して、低公害車の使用を求めます。

◇電気自動車、プラグインハイブリッド自動車用の充電施設の設置を促進します。



行動指針1-② エコドライブを推進します

【取組】

<市民>

- ◇不必要なアイドリングを自粛します。
- ◇急発進、急加速や空ぶかしを控えます。
- ◇日ごろから車両を点検し、必要に応じて整備を行います。
- ◇タイヤの空気圧を適正に保つことや低燃費タイヤを選ぶように努めます。

<事業者>

- ◇不必要なアイドリングを自粛します。
- ◇急発進、急加速や空ぶかしを控えます。
- ◇日ごろから車両を点検し、必要に応じて整備を行います。
- ◇タイヤの空気圧を適正に保つことや低燃費タイヤを選ぶように努めます。

<市>

- ◇アイドリング・ストップ運動の啓発を行います。
- ◇エコドライブ運転講習会を実施します。

行動指針1-③ スローライフ^{*}を推奨します

【取組】

<市民>

- ◇ノーカーデー^{*}運動に参加します。
- ◇近距離の移動や買物などはできる限り徒歩や自転車・公共交通機関の利用を心がけます。

<事業者>

- ◇ノーカーデー運動に参加します。
- ◇近距離の移動はできる限り徒歩や自転車・公共交通機関の利用を心がけます。

<市>

- ◇ノーカーデーの普及を図ります。
- ◇公共交通機関の利用促進を図ります。
- ◇地域が主体となって取り組むバス路線の確保を支援します。
- ◇低公害車のカーシェアリング、サイクルシェアリング^{*}の普及を図るための仕組みをつくります。
- ◇歩行者や自転車が安全で快適に通行できる環境整備を進めます。
- ◇駐輪場の整備をし、自転車の利用促進を図ります。

行動指針1－④ 街路・屋上・壁面・駐車場を緑化します

【取組】

<市>

- ◇二酸化炭素削減、地表面温度低下のため街路の緑化を進めます。
- ◇公共施設駐車場の芝生化や公共施設の屋上や壁面の緑化を進めます。



イ 固定発生源対策*

事業所などからのばい煙や悪臭の発生を抑制するため、監視、指導とともに、自主的に排出削減するよう指導していきます。

行動指針1－⑤ 事業所などからの排出を削減します

【取組】

<市民>

- ◇暖房温度を適正に設定します。

<事業者>

- ◇大気汚染物質の排出量の削減に努めます。
- ◇ボイラーなどのばい煙発生施設の適切な燃焼管理に努めます。
- ◇ボイラーなどの燃料は重油から灯油、都市ガスへの転換に努めます。
- ◇法規制対象にならない小規模な業務ボイラーについても低NO_x型小規模燃焼機器への代替に努めます。^{*}

<市>

- ◇悪臭防止のため、規制対象の事業所に対し指導します。

ウ 大気監視体制の充実と整備

大気環境の監視、観測体制の整備、充実を図り、大気汚染の防止に努めます。

行動指針1-⑥ 大気環境を監視すると共に防止策を図ります

【取組】

<市民>

- ◇家庭でのごみの焼却はしないで、適正に処理します。
- ◇家庭での樹木の剪定屑は野焼きを止め、チップ化しバーカ堆肥としてリサイクルに努めます。^{*}

<事業者>

- ◇「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）」に基づき、物質ごとの使用量と排出量を把握し、適正管理に努めます。
- ◇農作物残さいの焼却を止めて堆肥化に努めます。

<市>

- ◇大気環境の測定結果の情報提供に努めます。
- ◇廃棄物の適正な焼却方法の啓発に努めます。
- ◇樹木の剪定屑のチップ化の促進に努めます。
- ◇建築物を解体する事業者に対し石綿使用状況の確認を行い、石綿除去工事の時には大気中への石綿飛散防止対策を関係機関と協力して指導します。
- ◇悪臭を発生する事業者などに対し規制基準の遵守を確認するための検査及び規制指導を実施します。

エ 放射性物質対策の充実

福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質の測定と定期的な公表を実施します。万一近隣の原子力発電所で事故が発生した場合の対応について、正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、リスクコミュニケーション^{*}を図ります。

行動指針1-⑦ 放射性物質の測定・監視をし、結果を市民に公表します

【取組】

<市民>

- ◇情報収集を行うとともに、原子力発電所や放射性物質などに関する正しい理解に努めます。

<事業者>

- ◇情報収集を行うとともに、原子力発電所や放射性物質などに関する正しい理解に努めます。

<市>

- ◇空間放射線量率の定点測定の結果を定期的に市民へ公表します。
- ◇市民の生活に密接に関わる水道水や学校給食などにおいても、定期的に放射性物質の測定を行い、安全性を確認するとともにその取り組みと結果をホームページなどで広く市民に公表します。
- ◇近隣の原子力発電所での事故発生を想定し、危機管理マニュアルの整備をします。

2. 水のきれいなまちそだて

人間の体には水分が約70%含まれています。水は生きものが生きていくためになくてはならないものです。水環境は、生活用水、農業などの食糧生産など日常生活に直接かかわるものから、様々な製品の製造にかかわるものまで私たちに大きな影響を与えています。私たちは毎日の生活の中で気付かないうちに水を汚すことがないよう、日ごろから環境についての意識をそだて、簡単なことから順に行っていくことが大切です。

(1) 現状と課題

一宮市内には、県、市などが管理する60近くの河川が流れ、河川管理施設の点検や不法行為の指導など、河川の機能が十分に発揮されるようパトロール、水質測定などをしています。市内河川の各測定地点における平成24年度の水質測定結果では、環境基準のE類型^{*}に指定されている日光川、五条川の測定地点は環境基準に適合していますが、環境基準の類型指定がない河川では、上流部や冬季など水量の少ない場所や時期において、生活排水に起因する汚れが目立ち、生物化学的酸素要求量（BOD）^{*}の数値が高い地点があります。

また、市内を流れる河川への不法投棄による汚染、自動車や事業所からの漏油事故に対して速やかに対応する必要があります。

平成24年8月に実施した「環境保全に関する現況・意識調査（以下、「市民意識調査」という。）」では、家庭の生活排水対策として行っている取り組みについての設問に対し、「水切りネットなどの使用（72.9%）」「調理油を流さない（64.8%）」と多く、次いで「洗剤や漂白剤などを使い過ぎない（41.4%）」との回答となっており、生活排水に対する意識は高くなっていますが、今後も生活排水対策の一層の促進を図る必要があります。

産業排水の汚濁負荷量^{*}の低減、生物化学的酸素要求量の環境基準の達成などとともに、事業所や自動車などからの漏油事故の防止対策、不法投棄防止対策、生活排水汚染対策など、水環境への負荷のより一層の低減と改善を目指し、安全できれいな水の流れるまちそだてを市民、事業者、市民団体・NPO、市が一体となって進めることが今後の課題です。

(2) 環境目標

安全できれいな水が流れるまちと心を「そだて」ます。

- 生活排水による汚濁負荷量を低減し、生物化学的酸素要求量に係る環境基準（表2－4）の達成を目指します。
- 環境基準が達成されている項目については、現在の環境を維持します。
- 市内の河川が外観も水質も良好であり、市民の憩いの場となるよう維持管理します。

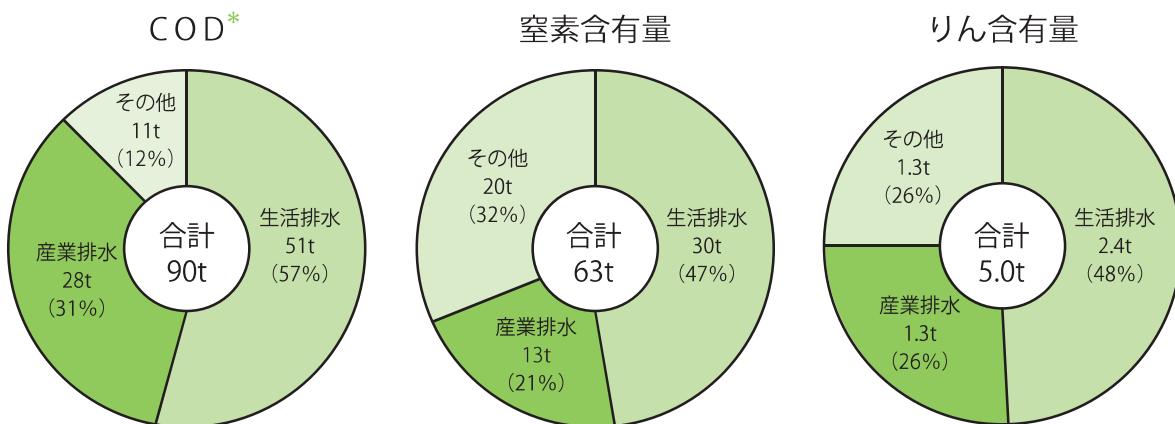
■表2-4 生活環境の保全に関する環境基準（E類型）

項目	基準値
水素イオン濃度（pH）*	6.0以上8.5以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	10mg/L以下
浮遊物質量（SS）*	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素（DO）*	2mg/L以上

（3）具体的な取組

ア 生活排水対策

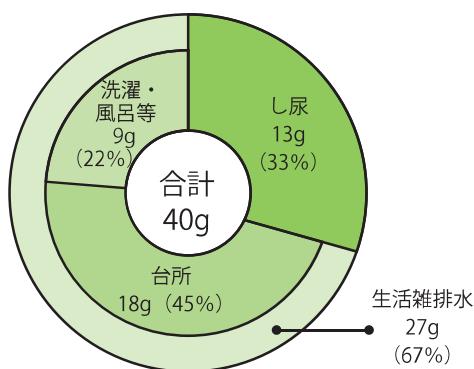
市内全域の生活排水が処理されるよう、下水道の整備を推進していくとともに、生活排水対策として下水道計画区域以外の地区における合併処理浄化槽の普及促進などを進めています。また、愛知県内から伊勢湾・三河湾に流入する汚濁負荷量の排出源の内訳（図2-1）を見ると、生活排水が水の汚染の原因として大きな割合を占めています。生活排水汚染による環境負荷の低減を進めるとともに、生活排水（図2-2）についての意識を啓発するための環境教育も重要です。



■図2-1 愛知県内から伊勢湾・三河湾に流入する汚濁負荷量の排出源の内訳（平成21年度実績）

BOD

出典：平成24年版環境白書（愛知県）



■図2-2 1人1日あたりの汚れの排出割合

出典：（財）日本環境整備教育センター「浄化槽の維持管理」

行動指針 1－⑧ 公共下水道を整備します**【取 組】**

<市 民>

◇下水道供用地域では下水道へ接続します。

< 市 >

◇下水道の整備促進により汚濁負荷量を低減します。

行動指針 1－⑨ 生活排水対策の意識を啓発します**【取 組】**

<市 民>

◇水環境の汚染の大きな原因であることを認識し、生活排水対策を積極的に取り組みます。

◇生活排水についての勉強会に参加します。

< 市 >

◇生活排水対策の啓発に努めます。

◇^{*}生活排水クリーン推進員などによる勉強会を開催します。

行動指針 1－⑩ 合併処理浄化槽の普及を促進します**【取 組】**

<市 民>

◇下水道計画区域以外の地域では合併処理浄化槽を設置します。

◇既存の単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への更新を検討します。

◇浄化槽の維持管理を適切に行います。

< 市 >

◇合併処理浄化槽の普及促進により汚濁負荷量を低減します。

行動指針 1－⑪ 身近な農業用水の水質を保全します**【取 組】**

< 市 >

◇農業用水と生活排水を分離し、農業用水の水質の保全に努めます。

イ 事業所からの排水対策

水質汚濁防止法による規制対象の事業所を監視し、指導を行うとともに、必要に応じて、規制対象外の事業所に対しても監視及び指導を行います。

行動指針1-⑫ 適正排水を推進します

【取組】

<事業者>

- ◇産業排水に起因する汚濁負荷量の低減を図ります。
- ◇浄化槽やグリーストラップ（油水分離槽）^{*}の維持管理を適切に行います。

<市>

- ◇事業所からの排水に対する水質汚濁防止の規制、指導を徹底します。
- ◇飲食店などに対しグリーストラップの設置の普及啓発をします。

行動指針1-⑬ 農業排水について対策します

【取組】

<市民>

- ◇農薬や除草剤をできる限り使用しないように努めます。

<事業者>

- ◇農薬や除草剤をできる限り使用しないように努めます。
- ◇化学肥料をできる限り使用しないよう努めます。

ウ 水質監視体制の充実

有害化学物質などによる河川や地下水の汚染に対し、汚染などの状況を迅速、的確に判断できるよう調査、監視体制の充実を図り、汚染発見時には迅速に対応します。市民、事業者、市民団体・NPO、市が協働し、外観も水質も良好な水環境の整備に努めます。

行動指針1-⑭ 公共用水域に係る水質調査、監視体制を充実します

【取組】

<事業者>

- ◇放流排水の水質測定を実施し、水質を管理します。
- ◇有害物質の使用状況や製造の実態を把握し、適正管理に努めます。

<市>

- ◇主要河川の水質測定を実施し、水質の把握に努めます。
- ◇事業者の有害物質の管理体制を監視し、排水異常に対して迅速に対応します。
- ◇へい死魚などの発生があった場合、速やかに水質測定などを実施し、原因究明を行います。

行動指針1－⑯ 地下水質に係る水質調査、監視体制及び異常時の対応を充実します**【取組】**

<事業者>

- ◇有害物質の使用状況や製造の実態を把握し、適正管理に努めます。

<市>

- ◇地下水汚染防止の指導を行います。
- ◇異常があった場合迅速に対応します。

行動指針1－⑯ 公共用水域にかかる漏油汚染管理を充実します**【取組】**

<市民>

- ◇自動車からの漏油に備え、油吸着マットなどを自動車に備え付けるようにします。

<事業者>

- ◇自動車からの漏油に備え、油吸着マットなどを自動車に備え付けるようにします。
- ◇貯油施設からの漏油に備え、施設の適正管理に努めます。
- ◇漏油などの事故に迅速に対応します。

<市>

- ◇自動車からの漏油に備え、油吸着マットなどを自動車に備え付けるように啓発します。
- ◇貯油施設からの漏油に備え、施設の適正管理をするように指導します。
- ◇漏油などの事故に迅速に対応します。

行動指針1－⑰ 河川のクリーン運動の仕組をつくります**【取組】**

<市民>

- ◇河川のクリーン運動に参加します。

<事業者>

- ◇河川のクリーン運動に参加します。

<市>

- ◇市内の河川については、関係機関と連携し、不法投棄対策の充実を図ります。
- ◇市民の河川クリーン運動が盛り上がるよう支援します。

3. 土のきれいなまちそだて

土の中にもすみミミズをはじめとするたくさんの生きものは、土の浄化作用を担い、土の変化を感じ取って、より豊かで美しい場所を求めて移動しながら生活しています。土壤汚染は、大気汚染や水質汚濁などと異なり、発生源を絶っても汚染がすぐには解消できず、一旦汚染されると除去しない限りその影響が長期にわたり持続する蓄積性の汚染と言われています。これらの汚染は土に残留するだけでなく、水と共に移動したり、土の中にしみ込んで地下水を汚染していき、その結果、土の中にもすみ生きものだけでなく私たちの健康にも悪影響を及ぼすおそれがあります。人や生物への健康被害を阻止し、汚染されていない豊かな土壤に触れられる、そこで生産された安全な農作物を一宮ブランドとして販売し、消費をより一層拡大できるような、土のきれいな「まちそだて」のために何ができるか考えることが大切です。

(1) 現状と課題

大気汚染や事業所跡地での土壤・地下水汚染が社会問題として取り上げられ、また、不法投棄など廃棄物の不適切な処理、農業従事者や個人による農作業や園芸活動に伴う農薬や除草剤、化学肥料の過剰な使用が土壤汚染の原因になります。事業所からの有害物質による土壤や地下水の汚染の防止については「土壤汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」などの規制がありますが、施行後に生じた課題に対応するため、一部改正で規制が強化されています。地域住民への健康被害につながる土壤汚染を防止するために、啓発や指導を行う必要があります。

また、農薬や化学肥料の使用などについても市民、事業者、市民団体・NPO、市が協働して、土壤・地下水汚染の未然防止にどのように取り組みを進めるか考え、実践していくことも今後の課題です。

(2) 環境目標

豊かな土壤のもとで生きものが元気に育つまちを「そだて」ます。

(3) 具体的取組

ア 土壤汚染防止

土壤汚染の原因となる有害物質を使用している事業所や事業者へ、土壤汚染を引き起こさない方法を啓発、指導していくとともに、廃棄物の処理方法についても、国や研究機関などの情報を提供します。また、汚染発見時には迅速に対応します。市民、事業者は土壤への環境負荷を低減するよう努めます。

行動指針1－⑯ 土壤汚染対策を充実します**【取組】**

<事業者>

- ◇責任をもって土壤汚染対策を行います。
- ◇土壤汚染判明時の報告と拡散防止措置を行います。

<市>

- ◇土壤汚染対策法の啓発と指導を行います。
- ◇地下水水質調査を実施し、汚染状況を把握します。
- ◇地下水汚染発見時には迅速に対応します。

行動指針1－⑰ 廃棄物を適正に処理します**【取組】**

<市民>

- ◇ごみの減量に努めるとともに資源化を徹底します。

<事業者>

- ◇廃棄物の適正な処理を行うとともに、ゼロエミッション[＊]に取り組みます。

<市>

- ◇一般廃棄物の適正な埋立処理を行います。
- ◇一般廃棄物処理施設の適正な管理を行います。
- ◇廃棄物のゼロエミッションについて普及促進の啓発を行います。
- ◇不法投棄対策の啓発と指導を行います。



イ 作物もよろこぶ土づくり

農薬や除草剤からの健康被害や環境への影響が懸念されています。また、化学肥料の不適正な使用は土壤への負荷となります。より環境負荷の少ない方法へ転換できるよう研究を進め、その成果を情報提供します。

行動指針1-⑯ 農薬、除草剤をできる限り使わないようにします

【取組】

<市民>

- ◇農薬をできる限り使用しないように努めます。
- ◇除草剤をできる限り使用しないように努めます。

<事業者>

- ◇より環境負荷の少ない農薬や除草剤を使うように努めます。
- ◇農薬や除草剤を使わない農法の情報を提供します。

<市>

- ◇農薬、除草剤の規制について情報提供に努めます。
- ◇市が所有や管理をする建物、土地、樹木・草花などの植物については、農薬、殺虫剤などを使用しないよう努めます。
- ◇田や畑にすむ生きもの調査を行い、土壤が良好かどうか把握するための活動を支援します。



行動指針 1－㉑ 堆肥や腐葉土をつくります**【取 組】**

<市 民>

◇有機性廃棄物^{*}の堆肥や腐葉土をつくります。

<事業者>

◇有機性廃棄物の堆肥や腐葉土をつくります。

◇有機性廃棄物の効率的な堆肥、腐葉土化技術を研究します。

< 市 >

◇有機性廃棄物の堆肥化を支援します。

◇有機性廃棄物の堆肥化など有効利用技術の情報収集に努め、その成果を情報提供します。

行動指針 1－㉒ 減農薬・減化学肥料の野菜が流通する環境をつくります**【取 組】**

<市 民>

◇減農薬・減化学肥料野菜を率先して購入します。

<事業者>

◇減農薬・減化学肥料野菜の流通を確立するよう努めます。

< 市 >

◇減農薬・減化学肥料農業について情報提供に努めます。



4. 静かなやさしいまちそだて

暴走行為や工場の夜間操業などの騒音により安眠を妨害されることがあります。音には情報伝えコミュニケーションに役立つ機能的な面と、心に安らぎを与え、ときには不快感を与えるなどの感覚的な面があります。「好ましくない音」とか「無い方がよい音」など、心理的な評価を含んだ言葉で表現され、聞く人の心理状態、音の発生源との関係、社会的立場、生活歴などにより感じ方に個人差があります。

また、振動は睡眠障害や心理的な影響があるといわれ、物理的にも家屋の建付の狂いやひび割れなどの被害を与える例もあります。

一宮市民憲章のことばにあるように、やさしさと思いやりに満ちたまちの実現に向けて、騒音や振動も生活環境問題の一つとしてとらえ、一人ひとりがお互いのことを考えて生活することが大切です。

(1) 現状と課題

騒音には、工場や事業所の機械音、建設作業音、鉄道・飛行機・自動車などの騒音、さらに暴走族の爆音や市民の日常生活が発生源となる近隣騒音、深夜のカラオケや飲食店などの営業騒音などがあります。自動車騒音の常時監視において、平成24年度の自動車騒音面的評価では、環境基準達成率は97.9%でした。新幹線沿線の騒音について、環境基準を上回る地域がありました。

振動については、騒音と同じように道路沿線住民の生活環境に及ぼす影響が問題となっていますが、平成24年度の市内8地点の道路交通振動調査では、いずれも「振動規制法」の要請限度内でした。事業活動や建設工事などについては、騒音を規制する「騒音規制法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」などの規制がありますが、近隣騒音については特に規制がないのが現状です。日常生活に伴う音や振動が近隣の住民の生活環境を損なわないよう配慮が求められます。

規制対象となる騒音・振動の測定、監視、対応の継続とともに、規制対象外の近隣騒音や振動が少なく平穏な暮らしができる「まちそだて」が今後の課題です。

(2) 環境目標

自然の静けさや安らぎのあるやさしいまちを「そだて」ます。

- 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（表2－5）の達成を目指します。
- 環境基準が達成されている項目については、現在の環境を維持します。

■表2－5 一般騒音に係る環境基準（抜粋）

地域の区分及び類型	基 準 値	
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下
屋内へ透過する騒音に係る基準	45dB以下	40dB以下

※屋内へ透過する騒音に係る基準：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。

※dB（デシベル）：音の大きさを表す音圧レベルを示す指標

（3）具体的な取組

ア 道路からの騒音、振動対策

交通手段としての自動車からの騒音や振動についての対策を進める必要があります。

行動指針1－⑬ 静かな運転に努めます

【取組】

<市民>

- ◇急発進、急加速や空ぶかしを控えます。
- ◇日ごろから車両の点検、整備を行います。

<事業者>

- ◇急発進、急加速や空ぶかしを控えます。
- ◇定期的に車両の点検、整備を行います。

<市>

- ◇急発進、急加速や空ぶかしを控えます。
- ◇定期的に車両の点検、整備を行います。
- ◇静かな運転をするよう市民・事業者に啓発します。

行動指針1－⑭ 道路環境を整備します

【取組】

<市>

- ◇道路沿道の環境調査を実施し、地域的な道路環境を把握します。
- ◇道路（路面）の適正管理を行います。
- ◇騒音が著しい箇所については低騒音舗装や遮音壁の設置などを実施します。
- ◇舗装の劣化への対応を速やかに行います。

行動指針1－②₅ 公共交通機関などの利用を心がけます

【取組】

<市民>

◇近距離の移動や買物などはできる限り徒歩や自転車・公共交通機関の利用を心がけます。

<事業者>

◇近距離の移動はできる限り徒歩や自転車・公共交通機関の利用を心がけます。

◇物資輸送の合理化などにより自動車走行量の削減を図ります。

<市>

◇近距離の移動はできる限り徒歩や自転車・公共交通機関を利用するよう啓発に努めます。

◇公共交通機関や自転車を積極的に利用し、また不要不急の自動車利用は控えるよう努めます。

イ 事業所などの騒音、振動対策

事業所や工事現場の騒音や振動について市に寄せられる相談は、年々減少傾向にありますが、依然、大きな割合を占めています。固定発生源であるこれらの対策を行う必要があります。

行動指針1－⑥ 法や条例に基づいて対策します

【取組】

<事業者>

◇施設の騒音、振動対策を積極的に行います。

◇営業時（特に夜間）に騒音が出ないように注意します。

<市>

◇事業所に対して騒音、振動防止の指導を行います。

◇営業時（特に夜間）の騒音に対して、生活環境基準を守るように指導を行います。

行動指針1－⑦ その他の課題について取り組みます

【取組】

<事業者>

◇低周波音^{*}が発生しないよう努めます。

<市>

◇低周波音についての知見の集積に取り組みます。

ウ 日常生活での騒音対策

私たちの日常生活にはエアコンの室外機、テレビやピアノの音などいろいろな生活音が出てきます。

自分にとって好ましい音でも他人には騒音になることも考え、時間帯や音の大きさ、防音材の使用などの配慮が必要です。騒音に悩んでいることを相手に直接分かってもらわないといつて対策がとれないこともあります。理解し、日ごろから気軽に話し合える近所付き合いが大切です。

行動指針1－㉙ 近隣騒音を防止します

【取組】

<市 民>

- ◇テレビやピアノの音が外へ漏れないよう気をつけます。
- ◇エアコンの室外機などを設置する場合は、なるべく隣家から離れた場所に設置します。
- ◇家電製品などを買う場合は音が小さいものを選びます。
- ◇自動車やオートバイのアイドリングや空ぶかしは止めます。
- ◇ドアや窓の開け閉めは大きな音を出さないよう気をつけます。
- ◇エアコンの室外機や冷蔵庫などから音が出ないように配慮します。

< 市 >

- ◇近隣騒音の防止のための啓発を行います。



第2節 「自然共生社会」の実現を目指して

人間と地球に生きるすべての生きものが共に暮らすことができ、自然からの恵みを受け続けることができる社会を「自然共生社会^{*}」といいます。空気、大地、川、海、そしてそこに生きる動植物など、すべての自然環境は地球という星の中でつながっていて、どこかの環境に問題が起れば、必ず他の環境に影響が及びます。自然共生社会は、地球に暮らす一人ひとりが、身近な自然環境を大切にしないと実現できません。誰もが自然を大切にすることができれば、地球は豊かな恵みを与え続けてくれるので。



図2-3 3つのレベルの多様性

生物多様性^{*}とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことをいいます。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性には「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つのレベルがあります。

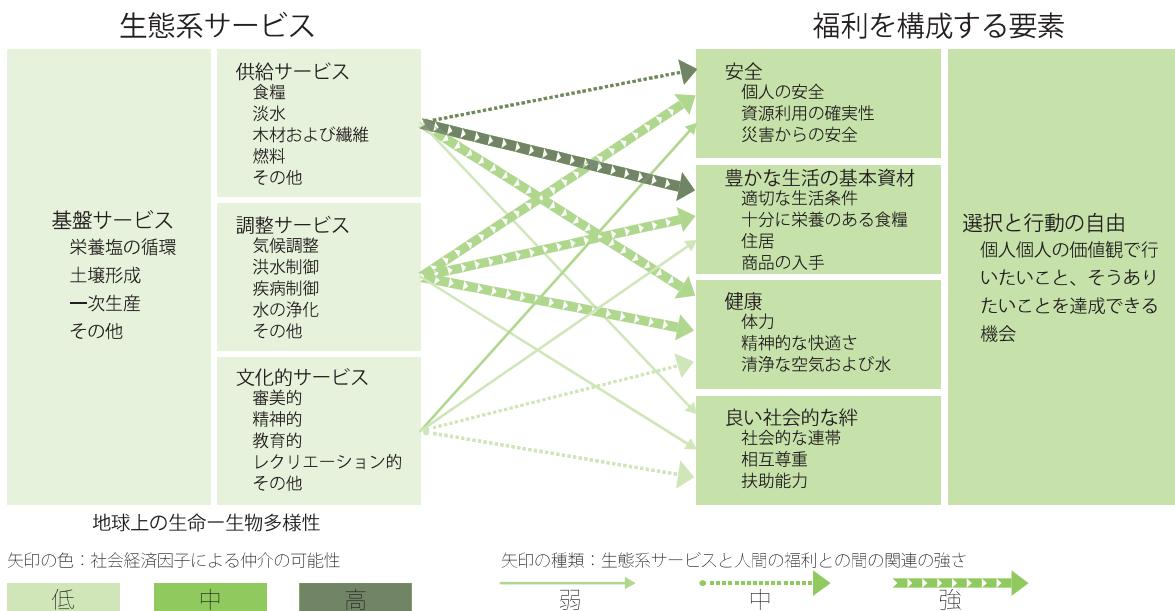


図2-4 生態系サービスと人間の福利の関係

出典：ミレニアム生態系評価報告書

生物多様性はそれ自体も価値を有していますが、多様な生きものに支えられた生態系は、私たち人類に多大な利益をもたらしています。

(1) 一宮市の自然

一宮市は濃尾平野のほぼ中央部に位置し、地形は全体的に平坦で、気候は比較的温暖です。合併によりその範囲が拡大し、地域別に特徴があります。（図2－5）

市の北東部から南西部には県境に沿って一級河川^{*}である木曽川が流れ、市内には多くの河川や用水路がありますが、まとまった樹林地は少なく、河川に沿って散在的に見られるのと、社寺境内地や自然を取り込んで造られた公園に樹林地が残されている程度で、住民一人当たりの都市公園等の面積は5.58m²で県平均の7.43m²を下回り、都市公園法の整備目標の10m²には遙かに及びません。

急速な都市化により、農地や水辺などの緑地が失われつつあります。また、高速道路をはじめとした幹線道路網の整備やモータリゼーションが進展する一方、大気汚染の問題も懸念されます。

まとまった樹林地が少ない当市では、どうしても緑が不足しています。小動物についてもその生活の場を失っているように見受けられます。

冬暖かく、夏冷たい、おいしい水道水も一宮市の特徴の一つと言え、夏季でも、豊かな水は、私たちの恵まれた住みやすいまちの誇りと言えます。しかし、河川には不法投棄によるごみが散見され、水質についても環境基準^{*}が設定されている河川については基準こそ満たしていますが、生活排水などの流入の影響もあり、きれいであるとは言えない状況です。

(2) 自然共生に関する重点目標

一宮市の特徴を生かしたゾーン別（図2－5）に、緑あふれる公園やビオトープを創出し、生きものたちの生息の場を増やします。自然から学べる機会を増やし、歩けばやすらぎが得られるようなまちづくりを目指します。

まちの景観が自然に親しんだものとなるよう努めます。また、残された数少ない樹林地や郷土文化などの保存に努め、このまちで暮らせば憩いを感じ、「ごきげん^{*}」に過ごせることができるような、一宮らしい特徴あるまちづくりを目指します。

また、「一宮市緑の基本計画」では市域の特性、特色を踏まえて、公園緑地の進め方、身近な緑の保全とその活用の在り方について、次の7つのゾーン別基本方向性により施策を進めます。

① 中心市街地ゾーン（本庁周辺）

真清田神社、大江川緑道などを核・軸としたネットワークと商業地の一体化を図る。

② 木曽川河川緑地軸（市北部及び西部）

水面、河畔林などの自然環境の保全・活用を進める。そして公園、遊歩道、自転車道などの整備により、広域的「ネットワーク」軸を創る。

③ 市街化調整区域のD1D（北方町・葉栗・浅井町・西成・千秋町・大和町・萩原町）

潜在ストック（社寺林・ちびっ子広場・児童遊園・学校・耕作放棄地など）を活用した公園・オープンスペースを確保する。

④ 田園ゾーン（北方町・葉栗・浅井町・西成・千秋町・大和町・萩原町・尾西南部）

河川・用水などの水路に沿って遍在する社寺林をつなげ、「安全で快適な自転車・歩行者ネットワーク」を形成する。また、農用地を保全するとともに、特色ある拠点公園・社寺林や農用地を結び、巡ることができるネットワークを形成する。

- ⑤ 伝統的住工共存ゾーン（今伊勢町・奥町・尾西西部・尾西東部・木曽川町）
地域の伝統的な原風景の保全・活用と鉄道、起街道などの公共交通軸の緑化を図る。
河川沿いの緑化推進及び公園などを結ぶ散策路の緑化推進を図る。
- ⑥ 住・工混在ゾーン（丹陽町）
産業系利用土地の緑化とオープンスペースの確保、また産業系土地利用と居住系土地利用の緩衝機能を果たす緑地、緑化スペースを確保する。河川沿いの緑化推進を図る。
- ⑦ 居住環境保全ゾーン（市中心地南部）
住宅地と既存ストック（グルメ通り・多加木緑道など）を活用した緑化の軸を形成する。

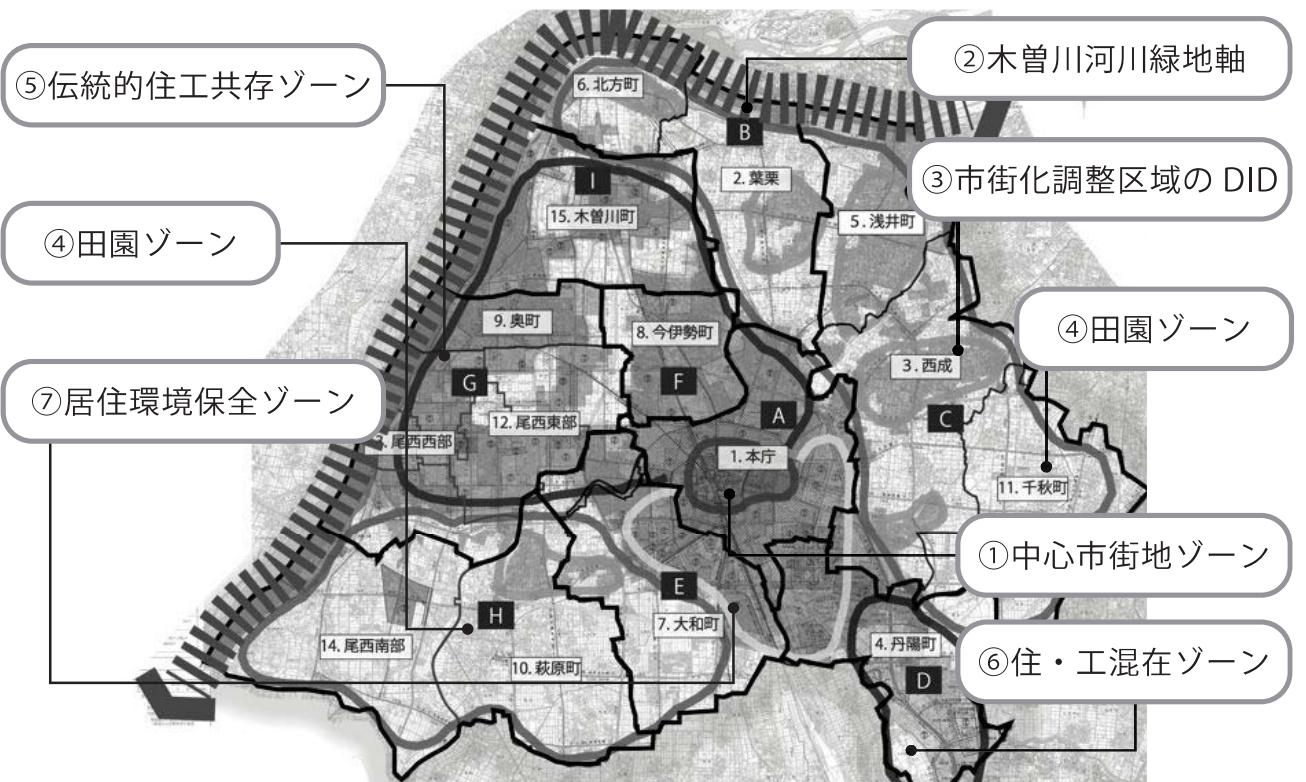


図2-5 ゾーン別の公園緑地整備・緑化の基本的方向性

出典：一宮市緑の基本計画

(3) 自然共生に関する重点施策

- ① 自然共生については、自然を「まもる（残す・保全）」「つくる（創出・整備・改善）」「つなぐ（ネットワーク化・活用・管理・学ぶ）」の視点で施策を考えます。
- ② 市民が自然とふれあえる場所や機会の確保
公園や緑地の増加を図り、住民一人当たりの都市公園等の面積を6.5m²まで増やすことを目指します。
- ③ 生きものの生息環境の確保と生態系ネットワーク^{*}の創出
多自然の河川や、ビオトープなどを創出し、生きものの生息できる環境を生態系ネットワークとしてつくります。
- ④ 緑の再生と緑化推進
公園・道路などの公共用地、各事業所、各家庭などの民有地など、あらゆる場所、あらゆる主体で「一宮市緑の基本計画」に従い、緑化推進に努めます。
- ⑤ 郷土文化や歴史的遺産の保存
市内の歴史・文化の保存に努めます。

1. 自然と歴史をまもる

1-1 緑の保全、再生

(1) 現状と課題

一宮市の緑の現状は、その地形的な特徴から、木曽川河川敷の河畔林、さらには点在する古くからの社寺境内の社寺林、散在する屋敷林^{*}と田畠などが中心となります。山林に乏しいため、他の地域にあるような人々の生活と密接な関係を持つような里山^{*}はありません。平野部は人が生活しやすい反面、開発されやすく、深い緑に恵まれず、全体として緑が少ないという印象がぬぐえません。

市内の自然と共生するために、「一宮市緑の基本計画」のもと、市民一人ひとりが一本の草木や小動物などにも親しみを持って、生態系に配慮しながら、緑の保全、再生を進め必要があります。

(2) 環境目標

身近に樹木が多くあることは市民のやすらぎと心身のリフレッシュに有効であるほか、多様な生きものの生息環境を確保することにもつながるため、緑地の保全と緑化を進めます。

(3) 具体的取組

「もっと緑を、身近に緑を！」をモットーに、恒久的な緑化を目的とし、緑化推進団体などのネットワーク化が必要と考えます。

これにより緑化諸施策が、有機的に機能し、総合的な緑の保全と緑化の実現が可能であると考えられます。

◎市民意識調査において「一宮市内で自然を感じるものは何ですか」の設問に対し、「木曽川や河川敷の緑地(40.2%)」が一番多く回答がありました。

また、「一宮の自然環境を良くするためには何が有効ですか」の設問に対し、「まちの緑化を進める(38.1%)」「河川を浄化する(21.1%)」に次いで、「田や畠などの農地を保全する(20.5%)」の回答があり緑化に対する回答が多くありました。



行動指針 2-①

木曽川流域の緑や環境の保全と活用を促進し、市全体で緑化スポットを増やします

【取 組】

<市 民>

- ◇休耕地や高速道路・国道の法面などを利用して、市の木であるハナミズキや桃の木などの植栽をします。
- ◇古くから残る社寺林を、地域の方々やボランティアが中心となって残します。
- ◇地域の緑や自然を守り、家庭では庭園・菜園・プランターなどで緑を育みます。

<事業者>

- ◇市街地では、建物の屋上や壁面の緑化を推進します。
- ◇事業所は積極的に屋上や敷地内の緑化を推進します。

< 市 >

- ◇木曽川流域の緑や環境の保全と活用化（散歩道やサイクリング道路の整備など）を図ります。
- ◇催事開催時に花苗や苗木を配布し、緑化の推進をします。
- ◇「花いっぱい運動^{*}」で公共・公益施設に花苗を配布し、緑化を推進します。
- ◇新入学児童を対象に記念樹を配布し、緑化を推進します。
- ◇「植樹祭」など市民参加の緑化活動を推進します。
- ◇民有地の緑化（建物の屋上緑化や壁面緑化を含む）に対し、補助金を交付し、緑化の推進をします。

行動指針 2-②

市民参加の森づくりで緑を増やします

【取 組】

< 市 >

- ◇工事などの発生土を活用した起伏のある地形を造成し、緑の中に昆虫や鳥がすめるような、生態系ネットワークを形成できる市民の森づくりを推進します。
- ◇暗渠化された用排水路の上部を活用して緑のネットワークを推進します。

1－2 恵まれた水環境の保全と復元

(1) 現状と課題

一宮市には木曽川をはじめ、五条川、青木川、縁葉川という4本の一級河川があります。また、日光川など5本の二級河川^{*}、そしておおよそ40本の準用河川^{*}、8本の幹線農業用水路が流れています。

急速に宅地化が進んだことにより、本来は農業用であった用水路は排水路としての役目も担うようになってきました。このため一部の用水路では水質を保全するための用排水分離事業が行われています。

河川や用水の護岸は多くがコンクリート造になり、自然環境に配慮した整備がされていないため以前はたくさん見られたタニシ、ドジョウ、ミズオオバコなどといった水辺の動植物が大幅に減少しております。

雨水を溜めたり、しみ込ませる機能をもつ田や畠が減り、短い時間でかつ一度にたくさんの雨水が河川や水路などに流れ込み、氾濫しやすい状況になっています。

木曽川の清流と豊富な伏流水に恵まれた飲み水については、渴水の心配も比較的少なく、とてもおいしいと言われています。

自然との共生を考えると、豊かな自然、美しい景観、歴史や文化などの保護・復元・創出が必要であると言われています。そのなかでも、特に水辺はますます重要視される空間となっています。河川改修については、水害などの災害に対応した治水面を考えた整備は当然としても、用水路が用排分離され、冬期に水が枯れ、生きものの生息環境が喪失した現状を考えると、治水・利水・親水^{*}・環境といった機能をどのように保っていくかが大きな課題と言えます。

おいしい水を守ることは、私たち人間だけの問題ではありません。この地球にすむ生きものたちにも大切なことなのです。飲み水についても水量を確保し、現在の水質を守つていかなくてはなりません。

(2) 環境目標

- 水質の悪化、水量の減少、生きものの多様な生息環境の喪失などの諸問題に対応し、水と緑の空間として人々へ潤いを与える水環境にします。
- 河川本来の機能を取り戻し、人と生きもののふれあいとやすらぎの場 にします。

(3) 具体的取組

水辺の自然の大切さを理解し、自然との間に豊かな交流を保つことをベースに恵まれた水環境の保全と復元のために、市民、事業者、市民団体・NPO^{*}、市が一体で取り組みます。

行動指針2-③ 美しい水辺環境の創造のためのアプローチを進めていきます

【取組】

<市>

- ◇市民が水と親しむことのできる場所や機会の提供の拡充に努めます。
- ◇農村振興基本計画に基づき、水辺空間を活用した緑道や親水施設などの整備をします。
- ◇国・県が管理している河川については、「多自然川づくり」による河川改修整備の実現に向け、関係機関に強く要望していきます。

行動指針2-④ 水資源を有効利用します

【取組】

<市民>

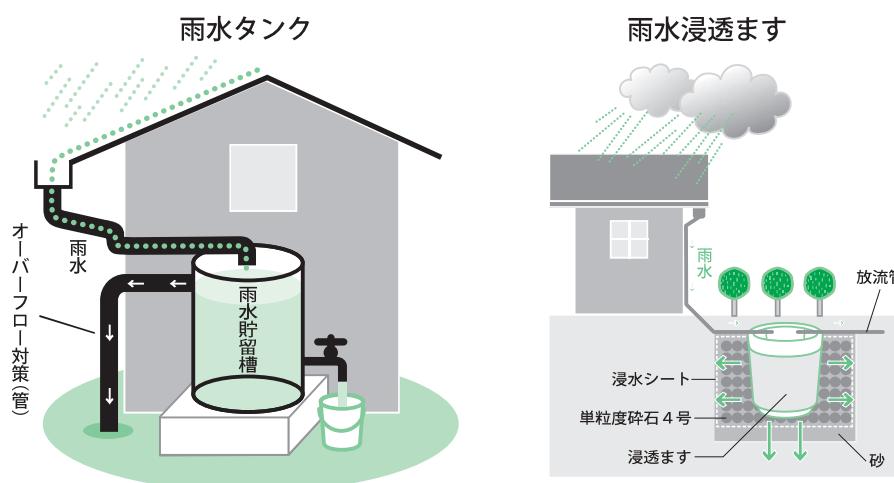
- ◇雨水貯留タンクなどの設置を行い、水資源の有効利用に努めます。

<事業者>

- ◇雨水貯留タンクなどの設置を行い、水資源の有効利用に努めます。

<市>

- ◇緑地などを増やすことや雨水浸透ます^{*}の普及、透水性舗装路線の拡大により、地下水のかん養機能の向上を目指します。
- ◇水道水源の水質監視に努め、地下水位の監視を継続していきます。
- ◇木曽川流域の環境保全に一層努めます。
- ◇親子木曽川源流探検隊など木曽川上下流交流事業を通じて、広く市民に水資源の重要性を伝えています。



1－3 地域に伝わる歴史・文化・遺跡・昔話の保存、伝承

(1) 現状と課題

一宮市は木曽川の流域に沿っており、古くはその灌漑用水による水田地帯として発展してきました。木曽川の水資源の活用は、歴史・文化の形成にも大きな役割を果たしています。

市内には佐野遺跡や、馬見塚遺跡など、昔の人々の生活した遺跡が、数多く残されています。そこからは尾張平野の自然堤防帯が開拓された様子や、最初の郷土の歴史・文化のめばえを知ることができます。

郷土文化についても、その時代の背景があります。

真清田神社の桃花祭は、その辺りが松降荘青桃丘と呼ばれたといわれ、ここにある桃の木にちなんで、桃と共に短冊を献じたことから桃花会とも短冊祭ともいわれたといいます。

一宮市にはこのように歴史的な遺産、郷土文化があります。土地の自然・文化を知り、守ることは、自然と共生する心を育みます。

原始、縄文時代、弥生時代から現代に至るすべての時代を経て、現在の一宮市があることを知ることが必要です。人の営みにより、生活環境の整備が、長期にわたって築かれてきましたが、近代の急速な発展は過去にあった豊かな環境を破壊し、自然は失われつつあります。私たちはこれ以上の環境破壊が進まぬよう、失われてしまった自然を取り戻すことに取り組み、歴史ある一宮市を守る必要があります。そのためには、過去の歴史を知る必要があります、郷土を愛し、大切にする気運を育てていく必要があります。

また、郷土文化を後世に残すために、地域にある伝承行事、昔話の調査・記録保存が必要です。そのためには市民の理解と協力が必要です。



◎市民意識調査において、「あなたが地域の伝統や歴史を守るために必要だと感じる取り組みは何ですか」の設問に対し、「遺跡や史跡などを遊歩道などで連結させ、市民に身近なものにする（35.1%）」「地域での文化的な行事や取り組みへの支援を充実させる（28.3%）」に多くの回答がありました。回答からは、社寺や史跡などを身近なものとするネットワーク化や遊歩道などの充実、行事への支援が望まれていることが見受けられます。

(2) 環境目標

- 日々の暮らしの励ましや、安らぎを得るため、歴史・文化を次世代へ引き継いでいきます。
- 郷土文化、歴史、文化遺産を保護し、その情報提供を図るよう努めます。

(3) 具体的取組

地域に伝わる郷土の歴史・文化遺跡の維持、保存を市民と市の協力で進め、後世に伝承します。

行動指針2-⑤ 歴史・文化遺跡のガイドと所在マップを活用します

【取組】

<市民>

◇集客力のある観光資源に力を入れます。市の木であるハナミズキや桃の木などの植栽を増やし、七夕まつりをはじめとした行事がもっと活気づくようにします。

<市>

◇集客力のある観光資源に力を入れます。市の木であるハナミズキや桃の木などの植栽を増やし、七夕まつりをはじめとした行事がもっと活気づくようにします。

◇既存の歴史・観光マップの活用を図ります。一宮市の名所と歴史・文化遺産や自然などを市内外にアピールします。

行動指針2-⑥ 郷土の歴史・文化遺産の保存、伝承に努めます

【取組】

<市民>

◇郷土の歴史・文化遺産の伝承や市内に残る歴史・文化遺産の収集、記録、保存などに努めます。そのために地域の子どもたちが地域のお年寄に昔話などを聞いたり、博物館で情報収集するよう努めます。

◇観光ガイドのボランティアを活用します。

<市>

◇尾西西部地区など歴史的景観を保全し、郷土の歴史・文化遺産の保存、伝承に努めます。



行動指針 2-⑦ 歴史文化の現況をデータベース化します**【取組】**

<市>

- ◇博物館・尾西歴史民俗資料館に収蔵している考古・民俗・歴史・美術工芸などの各分野の資料について、博物館収蔵品の管理システムを構築し、データベース化します。
- ◇地域の歴史について、データベース化を進めます。

行動指針 2-⑧ 歴史・文化遺産の保護活動を実施します**【取組】**

<市民>

- ◇歴史・文化遺産に対する認識を深め、文化財を大切にします。

<市>

- ◇「文化財保護法」、「愛知県文化財保護条例」、「一宮市文化財保護条例」により指定した文化財、いわゆる指定文化財の保護活動（保存修理・維持管理事業など）に助成を行います。

行動指針 2-⑨ 歴史・文化遺産の継承制度を実施します**【取組】**

<市民>

- ◇民族芸能に対する理解を深め、伝統行事を大切にします。

<市>

- ◇指定文化財以外の民俗芸能の保護・保存・後継者育成については、「民俗芸能伝承保存補助金」を交付し、その活動に対する助成を行います。



2. 自然をつくる

2-1 愛される都市公園等の創出、緑化促進

(1) 現状と課題

一宮市は木曽川の形成した沖積平野に立地しており、平坦で、里山のような緑には乏しい状況にあります。鎮守の森など古くからの社寺境内の樹木が市域に点在しますが、市民の身近な憩いややすらぎの場を充分に提供できているとは言えません。

公園の現状も、「市民意識調査」の自由意見の中で「公園整備に関する意見」では「公園が少ない」、「自然豊かな公園が少ない」など公園の拡充を望む意見が寄せられており、市民の感覚としては、公園は決して多いとは言えません。まず、絶対的に不足している公園・緑地スペースを拡大し、市民の災害時の安全確保、日常の健康生活、相互交流、憩い、やすらぎの場としての公園の創出によって、新しい地域コミュニティ^{*}を育てる必要があります。

さらに、より身近な公園が市民にとってふれあいとやすらぎが得られ、集いの場となるようにするために、その数や面積だけでなく、その内容にも身近な緑とスポーツを合わせて楽しめるようにするなど工夫が必要となります。

① 緑化の効果

緑化の促進は、温室効果ガス^{*}の吸収や生物多様性の確保に加え、都市防災などの機能も考えられます。とくにオフィスでの屋上緑化については断熱効果により、空調機器使用を抑えることで省エネ効果が期待でき、有益な地球温暖化対策になります。

② 緑のマスターplan

「一宮市緑の基本計画」の策定前から、一宮市は緑化推進の具体的数値を把握する手段として、都市公園等の整備を掲げていました。「第1次一宮市環境基本計画」では、住民一人当たりの都市公園等の面積を5.6m²にすることを目標にして、達成しましたが、さらに公園の整備・拡充が必要になります。

③ 地域別の公園緑地面積の格差

第1次一宮市環境基本計画での住民一人当たりの都市公園等の面積の拡大目標は達成されましたが、市内地域別の面積には大きな格差があります。一宮市本庁（宮西、貴船、神山、大志、向山、富士の各連区）付近、南部（丹陽町、大和町）は公園緑地の整備水準は高いですが、それを除く周辺部は整備水準が低い状況です。今伊勢町を除いて社寺が多く、その中にある社寺林は緑の大きな潜在ストックですが、現状では有効に活用されていません。特に東部地域（西成・浅井町・千秋町）と、萩原町には非常に大きな潜在ストックがあります。

④ ゾーン別の公園緑地整備・緑化の基本的方向性

「一宮市緑の基本計画」では市域の特性、特色を踏まえて、公園緑地整備の進め方、身近な緑の保全とその活用の在り方について、ゾーンに分けて方向性を決めています。

◎公園面積データ

公園面積の現状(住民一人当たりの都市公園等の面積)は5.56m²(平成23年度末)から5.58m²(平成24年度末)に増えたものの、県平均の7.43m²(平成23年度末)と、都市公園法による標準10m²を下回っています。

(2) 環境目標

- 緑の豊かな公園がより身近になるように、住民一人当たりの都市公園等の面積を現状の5.58m²から6.5m²まで増やすことを目指します。
- 緑に囲まれたベンチで花を眺めながら、鳥のさえずりを聞くことのできるような、公園の実現を目指します。
- 子どもから高齢者が、スポーツや憩いを同時に楽しめ、健康促進に役立てる公園づくりを目指します。

(3) 具体的取組

市域にある都市公園等(街区公園、近隣公園、地区公園、運動公園、総合公園、特殊公園、緑地、緑道など)について、公園としての機能分担と連携が必要です。これからは複数な機能を満たす複合型公園づくりも目指していきます。

公園整備で環境に関するテーマを持たせたり、ワークショップ方式などを取り入れることで、地域からの意見を尊重します。その後の管理や運営まで地域に任せ、その地域のニーズにあった公園づくりを進めることで、より市民に愛される都市公園等を創出します。^{*}

行動指針2-⑩ 自然と共生できる公園を創出し活用化します

「自然とふれあい」を主題に、自然の恵みと素晴しさを認識することができる仕掛けの拡大を進め、公園にきた人が「自然との共生」、「生物多様性」を実感し、一宮を象徴するような公園にします。

【取組】

<市民>

- ◇多様な生きものがすめる環境となる施設の提案をします。
- ◇自然と共生できるよう管理し、また活用します。

<市>

- ◇昆虫や、小魚などの多様な生きものがすめる池、小山なども配することを検討します。
- ◇市民(来園者)参加型で、小学生などの学習の場となるよう配慮します。

行動指針 2-⑪ 市民参加型の公園づくりをします

市民が中心となって計画し、育て、運営・管理する公園づくりを目指します。

古くからの土地の事情に詳しい住民、自然環境や野生動植物について詳しい情報を持つ市民団体や市民の参加を計画段階から募り、自然を保全・復元・育てるタイプの公園となるよう配慮し、その情報を収集し、活用できる活動を展開します。

【取組】

<市民>

- ◇既存公園についても同様に、環境に関するテーマを持たせることを併せて考えていきます。
- ◇地域に必要となる公園づくりに参加します。

<市>

- ◇小学生や高齢者をはじめとして、参加希望者を募り、市民参加型で、その地域に必要とされる市民公園づくりを目指します。

行動指針 2-⑫ 健康増進とやすらぎ、集いに寄与する公園づくりを進めます

自然を通じてやすらぎを得られるだけでなく、公園に多くの人が集い、気軽にスポーツを楽しみながら健康増進に役立てられる健康都市一宮を象徴する公園づくりを目指します。

【取組】

<市民>

- ◇ジョギング、サイクリング、ソフトボールなどのスポーツを、自然豊かな環境で楽しめ、人生を楽しみながら健康増進に役立てます。

<市>

- ◇ジョギング、サイクリング、ソフトボールなどのスポーツを、自然豊かな環境で楽しみながら健康増進に役立つ公園づくりを目指します。

行動指針 2-⑬ 緑があふれ自然に親しむ空間を整備します

【取組】

<市民>

- ◇公園の除草・清掃、花壇の手入れなどに参加します。
- ◇花壇コンクールを通して、ガーデニングに参加します。

<市>

- ◇花壇コンクールを継続して実施します。
- ◇アダプトプログラム^{*}などにより市民参加できる制度を継続します。

行動指針 2-⑭ 緑化ベルトをつくります**【取組】**

<市民>

◇道路わきの植込みなどの維持管理に協力します。

<事業者>

◇道路わきの植込みなどの維持管理に協力します。

<市>

◇道路の種類と状況（街路、生活道、主要幹線道路）により、樹木を使い分けて、道路わきに植え込み、並木などを配置し、また、沿道緑化を進めることで、緑あふれる街区の実現を目指します。

◇暗渠化された用排水路の上部を活用して“緑のネットワーク”を推進します。

行動指針 2-⑮ 市内に重点地区を定め、緑を増やします**【取組】**

<市>

◇市の木であるハナミズキや桃の木を植え、景観向上だけでなく新たな観光資源としても育てています。

◇市の玄関口である一宮駅の駅前広場などでは、市民ボランティア団体と市が協働し、花壇のデザインから花の植え込み、日常管理を行い、常時、緑あふれる環境を維持し、市民に緑の啓発を図ります。



2-2 多様な生きものがすめる環境の創出・復元

(1) 現状と課題

一宮市には、わずかな自然しか残っていませんが、木曽川の河川敷などには、在来の生きものがまだ細々と暮らしていて、その種類も決して少なくはありません。そんな生きものたちが窮地に追いやりられているのが現状です。また、市内を流れる川は汚れていて、生きものたちにとって、すみよい場所ではありません。鎮守の森や市内の公園などにも水辺はありますが、そこも生きものための整備を必要としています。

一方、プールのヤゴの救出活動^{*}や、学校ビオトープづくりの実践は、ネットワークの形成に役立つだけでなく、子ども達の自然に学ぶ良い機会となっています。

ふれあいとやすらぎを自然から学び、トンボやホタルなど昆虫も生息できる環境をつくることや、水辺空間と人との関わりを取り戻し、そういったことをきっかけに、自然の大切さを学ぶことが必要です。身近な自然環境の保全と創出は、魚や鳥、昆虫などの自然の生きもののためだけでなく、人間のためにも大切なことです。

そのためには、市民一人ひとりの自然環境保全意識を高め、自然環境に配慮した行動の定着を図る必要があります。ボランティアなどによる自然観察会の活動が行われています。これをさらに継続発展することが望まれます。

今後は、自然の中でのスポーツ・レクリエーションや保健、休養などの需要の増大に適切に対応するため、公園の整備を含め、自然とのふれあいに必要な施設の充実を図る必要があります。

(2) 環境目標

- 自然にふれることにより、情緒を育み、命の大切さ、自然の大切さを体感することが期待できます。親子で自然とふれあえる機会をつくります。
- 自然の大切さを教えることを学校の総合学習として取り上げます。環境学習の「気づき」の機会を提供し、友達と協力しながら、自然の大切さを学ぶことを通じ、生物多様性の重要性への気づきや人と自然との共生につなげていきます。



(3) 具体的取組

トンボやホタル、小さな生きものが生息できる環境の保護・創出・復元に市民、事業者、市民団体・N P O、市が協力して取り組みます。

行動指針 2-⑯

多様な生きものがすめる環境づくりを進めます

【取 組】

<市 民>

◇大野極楽寺公園とエコハウス138内のビオトープ園において、今まで以上に散策、憩い、遊び、学習、イベントで活用し、その環境を観察したり、管理に協力します。

< 市 >

◇多様な生きものが生息できる公園づくりを進めます。

◇学校ビオトープ（トンボ池など）のネットワークを形成します。児童、生徒、保護者、地域住民の協力を得て、学校ビオトープを造ります。様々な場所で、この地域の植生を生かした森づくりを推進します。



3. 自然をつなぐ、自然に学ぶ

3-1 自然のことをもっと知りたい、知らせたい

(1) 現状と課題

自然や環境に関する情報は不足しており、自然環境や一宮の観光についてのガイドブックなどの資料の作成や、情報提供が望まれます。

一宮市では自然環境について情報の的確な把握が充分にできていません。今後は、自然環境の体系的な調査・研究を推進し、その総合的な情報の提供にも努める必要があります。

(2) 環境目標

- 自然保護の意識が高まることを目指して、一宮市の自然環境について調査・研究を推進し、情報を提供します。

(3) 具体的取組

一宮市の自然の事をもっと知りたい、そして知らせたい。自然に関する啓発により、さらに自然との共生に近づきます。

行動指針2-⑯ 生きものや緑の自然を大切にすることを学びます

【取組】

<市民>

- ◇緑化に関する体験教室に参加します。
- ◇川にすむ魚たちや、川にやってくる鳥たち、近くにいる昆虫などを観察し学べる場の維持管理に協力します。
- ◇地域の自然をもっと知り、自然の中でまず川を取り上げ、自分たちの周りにある川についてもつと身近に関心を持ち接します。
- ◇学校のプール掃除のときにトンボの子どもであるヤゴを救い出す、プールのヤゴ救出作戦を実施します。

<市>

- ◇緑化に関する体験教室を開催します。
- ◇川にすむ魚たちや、川にやってくる鳥たち、近くにいる昆虫などを観察し学べる場をつくります。

行動指針2-⑯ 生きものの情報提供を行います**【取組】**

<市民>

◇市内の植物、昆虫、野鳥、魚、両生類などの生きものの説明の原稿作成や写真を撮り、市に提供します。

<市>

◇市内の植物、昆虫、野鳥、魚、両生類などの生きものの説明の看板などを設置し、情報提供します。

行動指針2-⑰ 一宮市の生きもののデータベース化を進めます**【取組】**

<市民>

◇自然保护施策を実行するため、保護すべき自然環境、一宮市の動物や植物の情報や写真を提供します。

<市>

◇市民から集められた自然環境、動物や植物の情報をデータベース化し、活用できるようにします。



3-2 市民、市民団体が中心となり自然環境活動に取り組む

(1) 現状と課題

一宮市には山や大規模な森がないため、そういった自然資産を有している市町村に比べ、自然とふれあう機会が少ないので現状です。こうした中でも、生物多様性や自然共生の大切さについて、様々な自然環境活動や学ぶ場を通じ、市民が意識を高めていく必要があります。

アダプトプログラムによる道路・公園清掃などの環境美化活動が行われており、市内全域に広がっていますが、点在しているのが実状です。こうした活動がさらに広がり、線で結び面でつながっていくことにより、美化活動を通じ、市民の自然の大切さへの意識の向上、自然環境の保全につながっていくと考えられます。

また、健康志向を反映してウォーキングによる健康づくりも各地で行われており、市内の名所・旧跡を周る12コースの「ふるさと再発見ウォークコース」が作成されていますので、ウォーキングイベントの機会などに、市民が散策しながら自然、歴史・文化遺産などへの親近感を深め、一宮市や自然の大切さを知る学習の場とします。

(2) 環境目標

- 市内全域において身近な散歩道があり、散歩やウォーキング、その途中の木陰やベンチで休憩しながら、すがすがしさを感じ、一宮市の自然、歴史・文化などを知り、楽しみ、ゆったり過ごすことのできるスローライフ^{*}を推奨する健康のまちにします。
- アダプトプログラムによる美化・清掃をさらに広げ、多くの市民の方が参加し、対象エリアが増えることにより、線的・面的につながり、環境保全活動の範囲が広がっていきます。こうした活動を通じて、環境保全に対する意識が高まり、参加する方々相互のコミュニティ形成の推進、子どもたちへの環境教育にも役立ちます。

(3) 具体的取組

行動指針2-⑯ 市民中心で生物多様性や自然共生の大切さを学ぶ場を活用します

【取組】

<市民>

- ◇一宮市の自然にふれ、生物多様性や自然共生の意味とその重要性を学びます。
- ◇市内の植物、昆虫、野鳥、魚、両生類などのすんでいる生きものを学び、子ども達にも教えます。

<市>

- ◇市民が生物多様性や自然共生の大切さを教えたり、学んだりする自然環境活動を支援します。

行動指針 2-②

市民参加型の花や緑・水辺の回廊づくりなどを通じて、自然の大切さを学びます

【取組】

<市民>

- ◇拠点となる施設には、植物（花など）で特徴を持たせ、花の咲く時期に合わせ里親などのボランティアによるイベントを開催するなど、より多くの人に利用されるようにします。
- ◇拠点となる施設の解説書（立て札など）、ガイドブックの作成をボランティアで行い、学習の一助とします。
- ◇道路・公園などの美化・清掃活動を行うアダプトプログラムに参加します。
- ◇日頃のウォーキングやウォーキングイベントなど参加の際には、健康づくりとともに、周りの自然環境に親しみ、自然の大切さを意識します。
- ◇植え込み用の土には、生ごみを処理してできた堆肥を活用します。
- ◇公共施設などで実施される植樹イベントに参加します。

<事業者>

- ◇事業所単位でもアダプトプログラムに参加します。

<市>

- ◇道路改修時には緑のネットワークづくりに資する整備に努めます。



3-3 自然のネットワークをつくる

(1) 現状と課題

一宮市のシンボルと言える木曽川は上流地域から海まで結ぶ広域軸であり、その木曽川に約18kmにわたって接する一宮市は木曽川を通じて他の地域と有形無形に結ばれています。しかし全体的に見渡すと一宮市における自然のネットワークは脆弱といわざるを得ません。多様な自然環境があり、その環境がつながることによって、生きものの移動が可能となる生息空間の創出を図ることが重要です。

(2) 環境目標

- 「生物多様性」、「広域的な交流」、「市民の生活」という3つの視点からネットワークの形成に努めます。
- 木曽川の自然環境の保全を図ることにより、木曽川を通じたネットワークを形成し、従来からの多様な生きものの生息環境を保全します。

(3) 具体的取組

行動指針2-②2 木曽川の水辺空間軸を活用し、ネットワークを拡大します

【取組】

< 市 >

- ◇木曽川の自然環境を保全することにより、従来から生息する多様な生きものの環境を保全します。
- ◇ネットワークを象徴するトンボやホタルがすめるような環境整備の計画を立案します。

行動指針2-②3 その他の中小河川・水路と農用地や平地林などによる水と緑のネットワークをつくります

【取組】

< 市 民 >

- ◇市内に多数流れる河川・水路の水質浄化、それに沿った自然環境により生きものの生息環境に努めます。
- ◇河川・水路とそれに沿って形成されてきた農業集落内に多数分散する平地林（主として社寺林）、農用地（田や畑）を残すことにより、水と緑のネットワークの保全に協力します。
- ◇各家庭でも点から線、面へのネットワークが拡大するように、庭やプランターなどの小さな緑をつくります。

< 市 >

- ◇市内に多数流れる河川・水路の水質浄化、それに沿った自然護岸の緑の軸により生きものの生息環境の改善をします。
- ◇河川・水路と田畠、身近な緑の社寺林を守り、活用し、質の向上を図るため、これらの資源を水と緑のネットワークとして、市民にとって魅力あるものとするために、緑化の推進や保全などを市民や事業者と協働で進めていきます。
- ◇点から線、面への緑のネットワークを拡大するように、計画を立案します。

第3節 「循環型社会」の実現を目指して

これまで私たちは大量生産、大量消費、大量廃棄という経済社会構造のもとで便利な生活を営んできました。その反面、天然資源の浪費や、ごみの増加に伴うごみ処理費用の増加や、最終処分場の不足といった問題も生じています。^{*}

こうした問題は、もはや大量に出されるごみを適正に処理するだけでは解決できない状況にあります。市民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することで、ごみの発生抑制、資源の有効活用、環境への負荷が少ない循環型社会へと転換することが実現できます。

私たちは循環型社会実現の担い手として、「もったいない^{*}」精神を大切にし、ごみ処理や資源化の実状をよく知り、循環型ライフスタイルを実践することで、その答えを出さなければなりません。

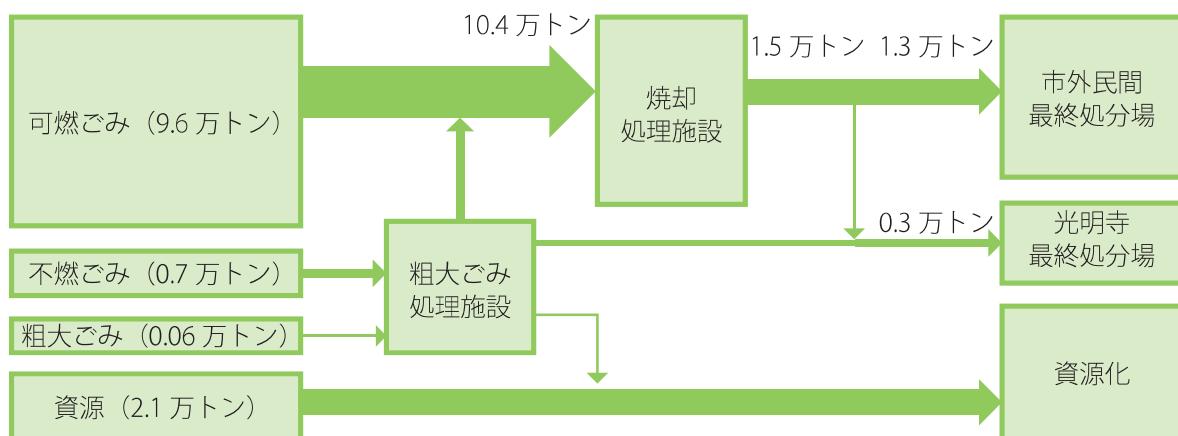
「市民参加型の循環型社会づくり」の実現を目指します。



1. 市民参加型の循環型社会づくり

(1) 現状と課題

一宮市の焼却ごみ(図2-6)は概ね年間10万トンあり、焼却により約15%(約1.5万トン)の焼却灰が発生します。これらの焼却灰や不燃ごみの一部は最終処分場に埋め立て処分されますが、この焼却灰のうち約8割は市外の最終処分場に搬出しています。仮に、平成25年度から市外の処分場への搬出がなければ一宮市光明寺最終処分場は3年で満杯になってしまい、一宮市のごみ処理は行き詰まってしまいます。また、この埋め立て処分には多額の費用(税金)がかかっています。平成24年度の年間の処理費用は約4億2千万円(内訳は、焼却残さ処理手数料2億5千万円余、残灰等運搬収集委託料6千万円余、最終処分場管理委託料2千万円余、最終処分場浸出水処理費7百万円余、その他の費用)、1トン当たりでは約2万6千円がかかっています。



※主な流れのみを示した。

図2-6 焼却ごみの処理のフロー図（平成24年度実績）

将来の世代に美しい地球環境を残すためには、焼却ごみも含めてごみを減量化し、少しでも最終処分量を減らしていく必要があります。そのためには、市民一人ひとりの参加(自助)が欠かせませんが、地域のつながりを重視し町内会などの資源回収活動を活性化すること(共助)と、市がそのような市民主体の活動を支援すること(公助)のバランスをとることが重要です。

一宮市のごみ処理のしくみや実態を正確に理解した上で、最適に定められたごみ分別方法を共有し、「もったいない」精神で「ごみから資源に」を合い言葉にして、市民や市民活動が中心となる市民参加型のごみ減量をさらに進めることで、循環型社会づくりに取り組む必要があります。

(2) 環境目標

- ごみ減量をさらに進めます。
- ごみ処理の「見える化」に取り組みます。
- 「もったいない」精神でごみを資源に変えていきます。

(3) 具体的取組

- ア ごみ減量をさらに進めます。

行動指針3-① ごみの分別方法の知識を共有します

市民意識調査において、「ごみを減らすために家庭でおこなっていること」の設問に対し、「ごみの分別や資源回収に積極的に取り組んでいる（76.6%）」と回答がありました。一宮市のごみ分別方法は、現状のごみ処理施設整備状況に合わせた適切な分別方法になっています。このようなごみ分別の知識を正しく知ることで、資源化によるごみの削減が行えます。

【取組】

<市民>

- ◇一宮市のごみ分別方法を理解し、家庭内で資源となるものとならないものを分けるよう努めます。
- ◇町内会などと協力して、市民全員がごみの分別方法を知るように分別指導を行います。
- ◇日ごろから「ごみ分別」の方法と意義を家族の間で話し合います。

<事業者>

- ◇販売業者は、店舗などにおいて市の分別方法のポスターを掲示するなど協力します。
- ◇不動産管理会社などは、入居者に対し市のごみ出しルールやごみの分別方法を指導します。
- ◇販売業者などは、ごみ分別について消費者に分かりやすい情報を提供するなど、その対話に努めます。

<市>

- ◇広報やパンフレット、市ホームページなどを使い、分別収集・リサイクルについての情報を幅広く提供します。
- ◇分かりやすい分別チラシやポスターなどを作成し、市民にごみ分別方法の周知を図ります。

行動指針3-② 無駄な包装を断り、無駄な商品を買わないようにします

ごみにしかならないものを家庭に持ち込まないことが重要です。マイバッグの使用や簡易包装商品の選択、大型製品の梱包材を回収してもらうなど、計画的な購入に取り組みます。

【取組】

<市民>

- ◇マイバッグの持参、簡易包装商品や詰め替え商品の選択、大型商品の梱包材を回収してもらうなど、不要な容器包装の削減に取り組みます。
- ◇商品の買いすぎや衝動買いをせず、計画的に商品を購入するようにします。

<事業者>

- ◇販売業者などは、商品の簡易包装や、大型商品の梱包材の引き取りに努めます。
- ◇販売業者などは、簡易包装商品や詰め替え商品の取り扱いに積極的に取り組みます。
- ◇販売業者などは、レジ袋の有料化に協力します。

<市>

- ◇広報やパンフレット、市ホームページなどを使い、具体的な取り組みの紹介など、情報を広く提供します。
- ◇販売店に、レジ袋の有料化に協力してもらうよう依頼します。



行動指針 3-③ ものを長く大切に使ったり、人に譲ったりします

ものを大切にすることは日本人の美徳です。すぐに捨てるという発想をせず、まだ使えないか、修理できないか、他に使う人がいないかを考え、「ごみ」とならないように工夫します。

【取組】

<市民>

- ◇商品を「ごみ」として出す前に、まだ使えないか、修理・補修できないか、他に使う人がいないかを考え、「ごみ」とならないように努めます。
- ◇商品の購入に際し、繰り返し使えるものや、長く使用でき愛着の持てるもの、リサイクルされたものを選びます。
- ◇商品の購入に際し、リサイクルできるものを優先して購入します。
- ◇フリーマーケット、バザー、オークションを積極的に利用します。

<事業者>

- ◇商品の修理や再生などにできる限り対応します。
- ◇長く使用できる商品の取り扱いに積極的に取り組みます。
- ◇リサイクルの容易な資材、梱包資材の使用を推進します。
- ◇フリーマーケット、バザー、オークションなどを実施します。

<市>

- ◇広報やパンフレット、市ホームページなどを使い、商品の修理や再生に積極的に取り組んでいる事業者や、フリーマーケットやバザーなどの開催情報を広く提供します。
- ◇公共施設などを提供して、フリーマーケットやバザー開催事業者を支援します。
- ◇「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、環境負荷の小さい製品・サービスの調達を推進します。



行動指針3-④ 資源回収に積極的に参加します

町内会などの実施する資源回収活動、市が行う拠点資源回収、事業者が行う店頭資源回収などをうまく活用して、資源となるものの回収に積極的に参加します。

【取組】

<市民>

- ◇資源回収されているものを理解し、町内、店頭、市による資源回収に積極的に参加します。
- ◇家庭での紙、プラスチック製容器包装、ペットボトル、ペットボトルキャップなど燃やせば燃えるものでも、ごみにせず資源として扱います。

<事業者>

- ◇販売業者などは、店頭資源回収の品目拡大や回収利便性の向上に取り組みます。
- ◇販売業者などは、取り扱っている使用済み商品や使用済み容器の回収に取り組みます。

<市>

- ◇資源回収に協力する市民団体などの育成の観点から金銭的や制度的な活動支援を行います。
- ◇資源回収に積極的な取り組みをする市民団体などの活動状況や内容の紹介を行います。

イ ごみ処理の「見える化」に取り組みます。

行動指針3-⑤ ごみの量やゆくえを共有します

私たちのごみや資源に対する関わりあいは、集積場に出すことで終わります。しかし、ごみの最終処分や、資源化には多くの工程があり、いろいろな人が関わっています。ごみがどのように処理され、最終的にどれだけの量をどこに処分しているかや、どこでどのように資源化を図っているかを見とどけ、安心と納得を得つつ、ごみの減量を意識していく必要があります。

【取組】

<市民>

- ◇私たち一人当たりどれだけのごみや資源を出しているのか、どれくらいの量がどこでどのように処理されているのか、あるいは資源化されているのかに关心を持ちます。

- ◇市内の事業者が排出しているごみの量やゆくえに关心を持ちます。

- ◇学校給食など公共的な事業者が排出しているごみの量やゆくえに关心を持ちます。

<事業者>

- ◇資源回収事業者は、資源回収量、資源化の方法、資源化した商品などの情報を開示します。
- ◇公共的な事業者は、ごみと資源の量やゆくえを開示します。

<市>

- ◇広報やパンフレット、市ホームページなどを使い、ごみと資源の量やゆくえについて、情報を広くタイムリーに提供します。

- ◇資源の引き取り業者や公共的な事業者からの情報を提供します。

行動指針3-⑥ ごみ処理にかかる費用を共有します

ごみの処理、処分には多大の費用がかかっています。その一方で、資源化やごみ焼却発電による収入もあります。また、資源化には異物除去などの中間処理のため、資源としての収益以上の費用がかかっている場合もあります。ごみ処理や資源化に関する費用や収益を知ることで、効率的に処理を行います。

【取組】

<市民>

- ◇ごみ処理費用や資源化による収入に関心を持ちます。
- ◇学校給食などの公共的な事業者が排出しているごみ処理や資源化の費用や収入に関心を持ちます。

<事業者>

- ◇ごみ処理や資源化に関わる事業者は、各工程の費用を明らかにするなど、効率化による費用削減に取り組みます。

<市>

- ◇広報やパンフレット、市ホームページなどを使い、ごみ処理費用や資源化による収入について、情報を広くタイムリーに提供します。

行動指針3-⑦ ごみ処理や資源化の実状を知ります

私たちが生きてゆくために消費するものが、どんなごみを生み出し、資源化されているかを知るために、施設見学、勉強会を開催し、参加します。また、学校給食の堆肥化の実状や、街路樹や公園の落ち葉の堆肥化が分かるようにします。また、循環型社会実現のためのエコクッキング講座などの勉強会も実施し、参加します。

【取組】

<市民>

- ◇ごみ処理施設や資源化施設の見学会や勉強会に参加し、実状を知ります。
- ◇循環型社会実現のための講習会や講座に参加し、循環型社会実現の方法を学びます。

<事業者>

- ◇ごみ処理事業者や資源化事業者は、その実状の開示に努め、施設見学などを積極的に受け入れます。
- ◇事業者は、自らの事業分野で市民に対する情報提供に努めます。

<市>

- ◇ごみ処理や実状を知らせる見学会や勉強会を開催します。
- ◇市内で循環型社会の象徴的活動（落葉を堆肥化する公園など）を目撃できるような形で行います。

ウ 「もったいない」精神でごみを資源に変えていきます。

行動指針3-⑧ 「もったいない」精神を広めます

循環型社会を実現するために、世界共通語にもなっている「MOTTAINAI^{*}（もったいない）」精神を広めます。

【取組】

<市民>

◇「もったいない」を合言葉に、ものの価値を十分に生かす生活をします。

<事業者>

◇市内で活動する事業者として「もったいない」精神を持って活動します。

<市>

◇「もったいない」精神を学校や、市民活動で普及させます。

行動指針3-⑨ 循環型ライフスタイルを実践します

江戸時代のライフスタイルは、下駄の歯が減ったら歯だけ取り替え、鼻緒が傷んだら鼻緒をすげ替え、下駄が割れたら薪として燃料にしていました。現代社会においても、一人ひとりが生活を見直し、循環型ライフスタイルを実践します。

【取組】

<市民>

◇市民一人ひとりが生活を見直し、循環型ライフスタイルを実践します。

<事業者>

◇事業者は、拡大生産者責任^{*}の考え方を重視し、消費者が循環型ライフスタイルを実現できるよう支援します。

<市>

◇市民活動支援センターを活用し、循環型ライフスタイルに取り組む市民活動を支援します。

◇広報やパンフレット、市ホームページなどを使い、市民や市民団体などの循環型ライフスタイルの実践例などの情報を広く提供します。

行動指針3-⑩ 資源化して得た資金で町内会などを活性化させます

資源を売却して収入として得た資金で町内会、子ども会、老人クラブ、女性の会などを活発にし、地域でお互いに顔の見える関係を構築し、共助の活動を活発化させ、さらに循環型社会構築を推進します。

【取組】

<市民>

◇町内回収資源として回収して得た資金により、町内会などの交流活動に使い、顔の見える化をし、防災・災害時にも活動できるような体制にします。

◇共助の精神で町内会などの地域の活動を活性化させることで、ごみの分別指導、町内資源回収、地域の清掃活動などを活発に行います。

◇資源化して得た資金を公開して、適切に町内会、子ども会などに分配して活性化に役立てます。

<事業者>

◇事業所も企業市民の精神で、町内会などの活動に積極的に関わるとともに、可能な範囲での支援を行います。

<市>

◇町内会などの活動を支援し、その地域にあったごみ減量活動の推進を支援します。

◇町内会などの活動実績に応じた還元金を提供し、自主リサイクル組織やごみ分別指導、ボランティアプログラムの企画、分別説明会の実施など多彩な活動を支援します。

◇ごみの分別回収を徹底するために、分かりやすいごみの分け方・出し方の情報提供に努めます。



第4節 「地球温暖化防止（低炭素社会）」の実現を目指して

<地球温暖化とは>

◆温室効果の仕組み

地球に降り注ぐ日射の一部は、大気及び地表面によって反射され、残りがそれに吸収され熱になり、やがては宇宙へ放射されますが、大気中には熱を吸収する温室効果ガス^{*}（二酸化炭素、メタン、フロンなど）というものがあるため、一部はそれに取り込まれ再び地表面に放射されます。

地球は太陽光に加え、大気から放射による加熱があるため、地表面がより高い温度になります。

この効果を温室効果といい、これにより地球の平均気温は、生物の生存に適当な約15℃に保たれています。

◆温室効果ガスの急増

人類が化石燃料^{*}（石油、石炭など）を使用し始めた産業革命以降、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が急増して、大気中の濃度が高まり、その結果、地球の気温が上昇し始めました。

ここ100年間で地球の平均気温は0.74℃上昇したと言われており、これは地球がかつて経験したことのない急激な気温変化でした。今も地球温暖化は進行中で、気温上昇のスピードはさらに加速しており、このまま何の対策も施さなければ、2100年に最大6.4℃、気温が上昇すると考えられています。

◆地球温暖化が生態系や人類に及ぼす影響

地球温暖化の進行は、夏季の異常高温、局地的な集中豪雨（ゲリラ豪雨）、日単位の気温の急激変動などで顕著に現れており、その影響は激しさを増しています。

この問題を解決するには、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出を減らす必要があります、特に排出量の多い二酸化炭素の削減が求められています。

現在、私たちの生活は化石燃料を消費し、二酸化炭素を排出して成り立っており、そのため化石燃料の使用を減らすとともに、代替策として太陽光、太陽熱、風力などの再生可能エネルギー^{*}への転換を図る必要があります。

私たちの生活を見直し、化石燃料の消費を抑えた「低炭素社会^{*}」を構築していかなければなりません。



<一宮市が目指す「低炭素社会」の姿>

◆地球温暖化対策の基本方針

低炭素社会実現のためには、市民一人ひとりが環境への意識を高め、家族や地域、市域全体に地球温暖化対策の取り組みを広げていくことが必要です。

平成24年4月に策定した「一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）^{*}」では、一宮市が目指すべき姿を実現するために、「再生可能エネルギーの導入とライフスタイルの変革～低炭素のまち一宮を目指して～」をキャッチフレーズに、以下の3つの基本方針を定め、地球温暖化対策を積極的に推進するとしています。

◆3つの基本方針

地球にやさしい行動

エネルギー消費の低減

省エネ交通の推進

◆地球温暖化対策

一宮市では「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市域内で排出される温室効果ガス削減を推進するため、「一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

また、この計画とは別に、市の事務事業から排出される温室効果ガス削減の取り組みを推進するため、前述の法律に基づき、平成13年4月に「一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）^{*}」として「エコアクション一宮」を策定し、実施しています。

◆温室効果ガス排出量の現状

市域全体から排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロンなど）の量を全て二酸化炭素に換算して推計すると、平成2年度（基準年）は約243万トンとなり、平成21年度は約223万トン、平成22年度は約242万トンとなっています。（図2-7）

部門別に見ると、平成2年度と比べ民生家庭・廃棄物・運輸の分野で排出量が伸びています。（図2-8）最も大きく伸びている分野である民生家庭部門における排出量を見ると、平成2年度から平成22年度までの20年間で約52%増加しています。また、一人当たりの排出量で見ても約39%増加しており、単に人口増加だけでなく、核家族化による世帯数の増加やライフスタイルの変化が増加の原因であると考えられます。

<一宮市の温室効果ガスの削減目標>

「一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では平成32年度までの中期目標と、平成62年度までの長期目標（基準年比80%削減）を定めています。

中期目標

平成32年度に基準年（平成2年度）比で15%削減

中期目標である平成32年度に平成2年度比15%削減した場合の、温室効果ガス排出量は二酸化炭素に換算すると、約207万トンで、現状のままで新たな対策を行わない場合は、平成32年度には約244万トンになると推計され、約37万トンを削減することが必要になります。

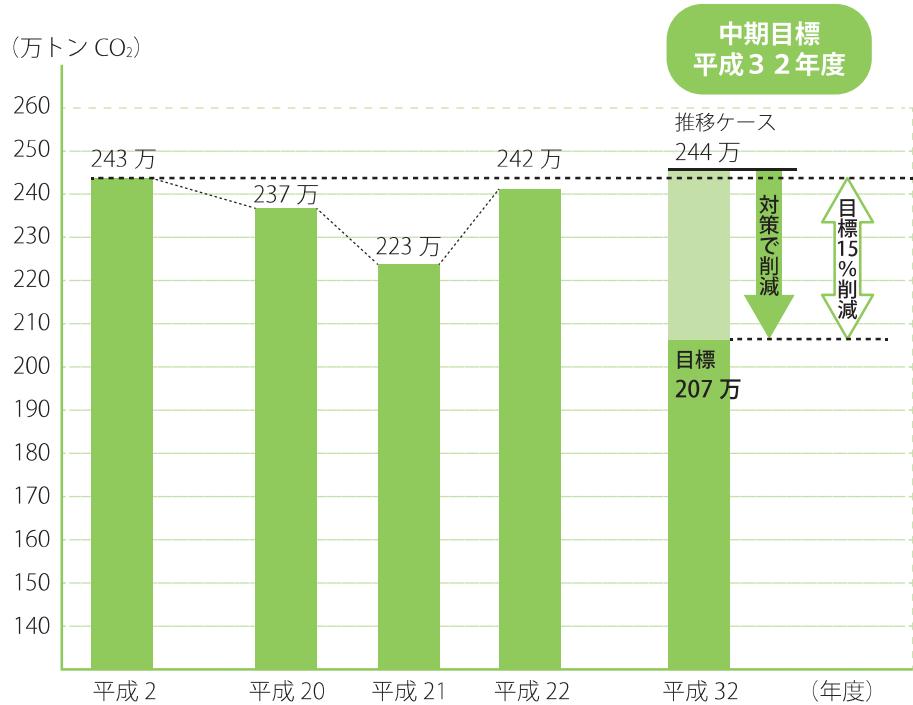


図2-7 一宮市の温室効果ガス排出量および削減の中期目標

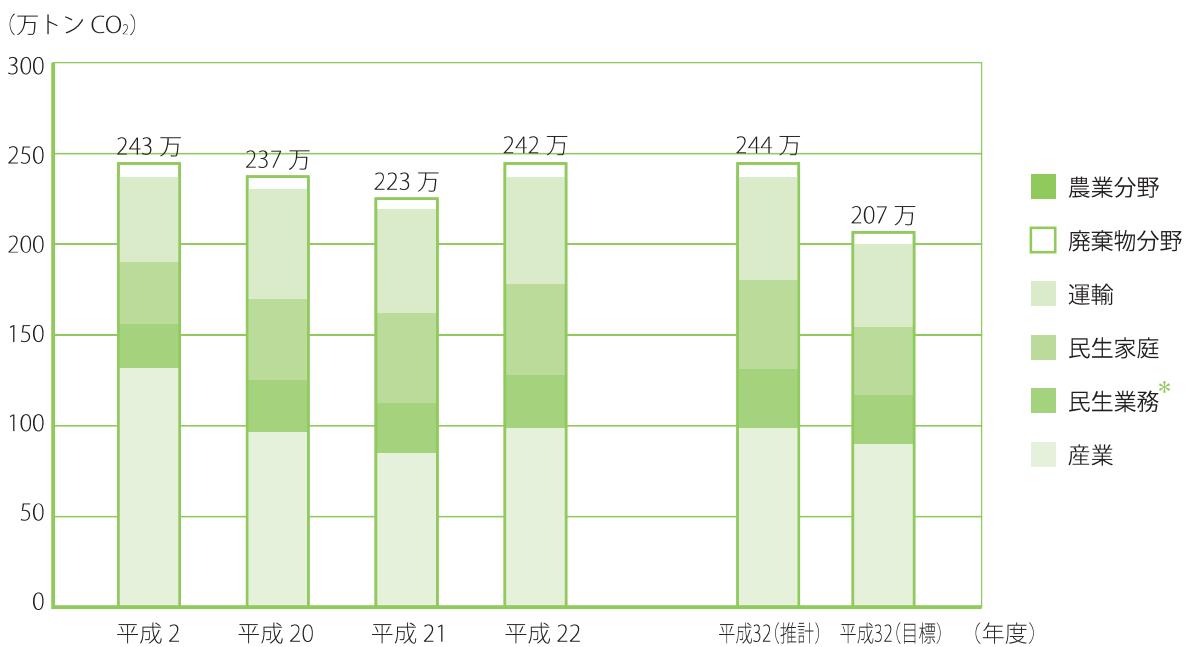


図2-8 一宮市の部門別温室効果ガス排出量の推移

1. 地球環境に配慮したまちをつくろう

(1) 現状と課題

ア これまでのまちづくり

これまでの都市整備は、人口・産業の都市への集中に対応するため、新市街地の拡大及びこれに対応して基盤整備を行う形で進められてきましたが、少子高齢の時代が到来した今日、無秩序な市街地拡大は効率性を低下させるだけでなく、都市を取り巻く農地や緑地を喪失させるなどの弊害をもたらしています。

一宮市の平成12年度から10年間の人口動向を見ると、貴船・大志などの一宮駅周辺地区及び丹陽町、奥町の地区において人口が大きく増加し、郊外には大型商業施設などが建設されましたが、連携した公共交通機関が整備されていないため、過度な自動車依存により、環境負荷が増大しています。また、高齢社会を迎えて、市民生活における交通利便性の確保も課題になりつつあります。

イ これからのかまちづくり

「地球環境に配慮したまち」をつくるためには、まず、私たちのまち全体を環境に配慮したものに変えることが大切です。

平成17年に2市1町が合併して市域が拡大すると、「まち」としての拠点も、旧一宮市の中心市街地を都市拠点、尾西・木曽川の中心地区を副次的都市拠点、さらに連区の中心地区を地域生活拠点として、これらを結びつけた交通ネットワークを構築することが「一宮市都市計画に関する基本的な方針（一宮市都市計画マスタープラン）^{*}」に示されています。

これからのかまちづくりは、公共交通機関の利便性を向上させ、幹線道路網の整備を含めた多用な市民の交通手段の転換を促し、地産地消^{*}や省資源のためのスローライフ^{*}を進めて、地球にやさしい持続可能な生活への移行を図ることが必要です。

■「地球環境に配慮したまち」づくりに向けた課題

- 無秩序な市街地拡大の抑制
- 公共公益施設の計画的配置、既存ストックの有効活用
- 都市拠点と生活拠点の公共交通ネットワーク化
- 省資源、省エネルギーの推進
- 地産地消、自然・農業環境との調和

(2) 環境目標

- 「地球環境に配慮したまち」づくりを目指します。

(3) 具体的取組

行動指針4-① 「地球環境に配慮したまち」づくりを進めます

【取組】

<市民>

◇市が提案する各種のまちづくりプランに積極的に参加し、実現に協力します。

<事業者>

◇市が提案する各種のまちづくりプランに積極的に参加し、実現に協力します。

<市>

◇「一宮市都市計画に関する基本的な方針（一宮市都市計画マスターplan）」を基に、環境に配慮したまちづくりを推進します。



2. 省エネルギーに努めよう

2-1 家庭・オフィスにおける省エネルギー

(1) 現状と課題

温室効果ガスの大きな要因として、家庭やオフィスでのエネルギー消費量の増加があり、この20年間で一宮市では約36%の増加（図2-9）となっています。私たちは、これまでのライフスタイルを見直し、積極的に省エネルギーを推進していかねばなりません。

家庭・オフィスにおける省エネルギーは、こまめな消灯や室温を適正な温度に設定するなど、身近なことから実践でき、また、家電や家具類を購入する場合には、省エネルギーや環境に配慮した製品を購入（グリーン購入^{*}）することも賢い選択となります。

また、これからは温室効果ガスを発生しないクリーンなエネルギーとして、太陽光・太陽熱・風力・バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用をいかに増やしていくかも課題となっています。

市では温室効果ガス削減を目的として、住宅用太陽光発電システム^{*}や家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム^{*}の設置者に対する補助制度を実施しています。（図2-10）この補助制度の利用者は年々増加しており、市民の意識の高さが伺えます。

この計画では、化石燃料から再生可能エネルギーに転換してくための行動もまとめていますが、現在はまだ化石燃料を代替するエネルギーとしては、十分でないため、引き続き消費エネルギーの低減に努める必要があります。

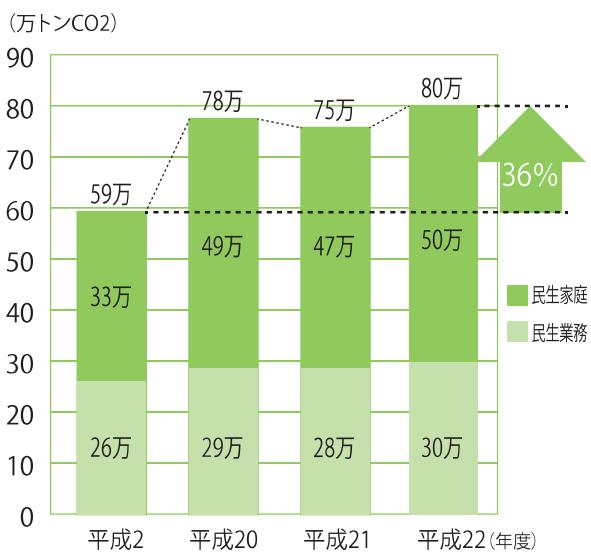


図2-9 民生部門（家庭・業務）の温室効果ガス排出量の推移

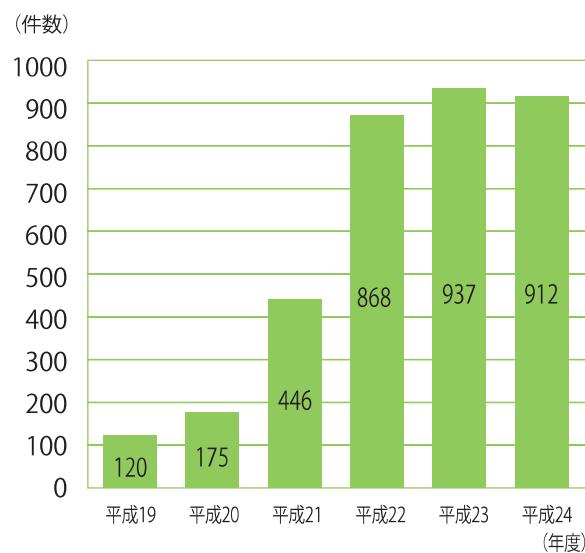


図2-10 住宅用太陽光発電の設置補助数

(2) 環境目標

- 限りある資源を大切に使うとともに、再生可能エネルギーを積極的に利用します。

(3) 具体的取組

行動指針4-② 省資源、省エネルギーに努めます

【取組】

<市民>

- ◇すだれや緑のカーテン^{*}・打ち水^{*}など古来の知恵を活かして、省エネルギーに努めます。
- ◇買い物をする場合には、グリーン購入に努めます。
- ◇新築・増改築時には、高断熱・高気密化した住宅づくりに努めます。

<事業者>

- ◇緑のカーテンや屋上緑化などの採用により、省エネルギーに努めます。
- ◇製品を購入する場合には、グリーン購入、グリーン調達に努めます。
- ◇製品の省資源・省エネルギー化を図るとともに、情報提供を行います。
- ◇施設更新時には、コーディネレーションなどについて、ESCO事業^{*}も参考にして省エネルギー化に努めます。

<市>

- ◇広報やパンフレット、市ホームページを活用して、情報発信し、市民・事業所の省エネルギー活動を支援します。



行動指針4-③ 再生可能エネルギーの導入に心がけます

【取組】

<市民>

◇太陽光や風力などの再生可能エネルギーを積極的に利用します。

<事業者>

◇太陽光や風力などの再生可能エネルギーを積極的に利用します。

<市>

◇住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池コーチェネレーションシステムの設置に補助を行います。

◇再生可能エネルギー普及に向けた支援策を検討します。

◇「公共施設建設等に係る環境配慮ガイドライン」^{*}に基づき、公共施設に再生可能エネルギーを導入します。

行動指針4-④ 「エコアクション一宮」に取り組むとともに、その内容を市民に普及啓発します

【取組】

<市>

◇「エコアクション一宮」に取り組むとともに、市民、事業者、市民団体・NPOにも周知し、協働して環境保全に努めます。

<エコアクション一宮の主な内容>

- ① 電気・ガス・水道・紙使用量の削減、資源リサイクルを目標とした「一宮エコオフィス運動」
- ② 環境負荷の少ない製品の購入を推し進める「一宮グリーン購入推進運動」
- ③ アイドリング・ストップなど、経済運転を推進する「一宮エコドライブ運動」
- ④ 夏季期間中、ノーネクタイを励行する「さわやかエコスタイルキャンペーン」
- ⑤ 毎月第2水曜日に自動車通勤者に対して、徒歩・自転車・公共交通機関での通勤を励行する「ノーカーデー運動」



2-2 交通手段における省エネルギー

(1) 現状と課題

一宮市内における自動車保有台数（図2-11）は平成16年以降ほぼ横ばいとなっており、小型乗用車の保有台数は減少している一方で軽自動車が大きく増加しています。また、市内の運輸部門からの温室効果ガス排出量（図2-12）を見ると、この20年間で約15%増加しており、自動車がそのほとんどを占めています。現在、ハイブリッド自動車などの低燃費車の普及が進んでいますが、今後は電気自動車や燃料電池自動車なども普及していくと考えられます。私たちがそういった車を選択することが、温室効果ガス削減に必要です。

市民意識調査では、自動車の利用を抑制するためには「歩道、自転車道を充実させ、歩くことが楽しくなるまちづくりを行う」と回答した割合が最も多く、次いで「i-バス（一宮市循環バス）などの公共交通機関を充実させる」、「駅周辺の駐輪場・駐車場を充実させ鉄道利用を促進させる」の順になっています。自動車を利用しないでも済むような、歩道・自転車道の整備や公共交通機関の充実が市に求められています。

一方、一宮市は平坦な地形で自転車の走行に適しており、一宮駅周辺には大型の駐輪場が設置されて、通勤・通学などで自転車を利用する市民は多く、その利用を他地域にも広げれば結果的に自動車の走行が減り、さらに多くの温室効果ガスの削減が可能です。

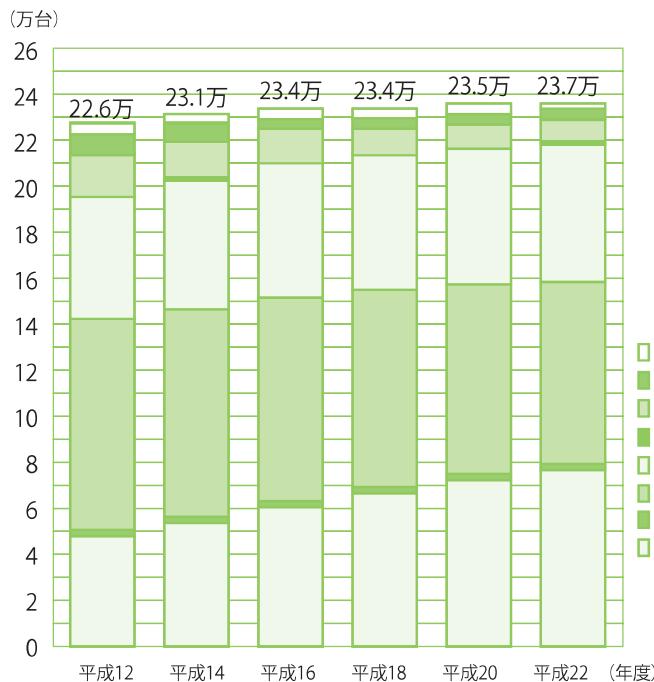


図2-11 自動車保有台数の推移 出典:愛知県統計年鑑

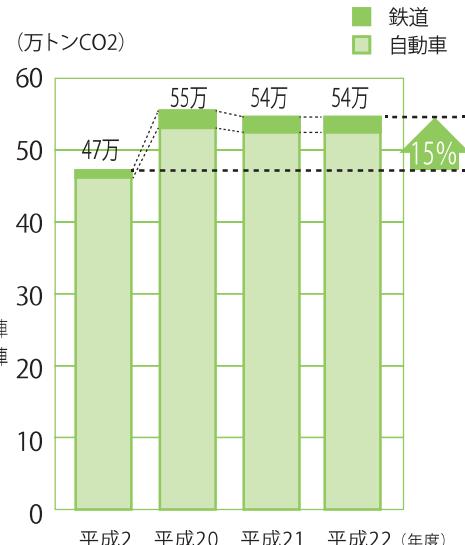


図2-12 運輸部門の温室ガス排出量の推移

(2) 環境目標

- 公共交通機関を利用したり、徒歩や自転車で移動するようにします。
- 低燃費車の利用に努めます。
- 自転車が快適に通行できるまちづくりをします。

(3) 具体的取組

行動指針4-⑤ 自動車利用を控え、徒歩での移動や自転車・公共交通機関を活用します

【取組】

<市民>

◇通勤や買物などの際に、できるだけ自動車利用を控え、「ノーカーデー運動」など市の施策や活動に積極的に協力します。

<事業者>

◇自動車利用を控え、通勤時など市の実施している「ノーカーデー運動」に協力します。

<市>

◇「ノーカーデー運動」の普及など、啓発活動に努めます。

◇路線バス、ターバス、生活交通バスなど、利便性の良い公共交通ネットワークを構築します。

行動指針4-⑥ エコドライブ^{*}に心がけ、低燃費車を購入します

【取組】

<市民>

◇経済走行に心がけ、不要なアイドリングを止めます。

◇自動車を購入する場合は、低燃費車を購入します。

◇用途や家族構成に合わせた大きさの自動車を選択します。

<事業者>

◇アイドリング・ストップなどエコドライブの運動を推進します。

◇自動車を購入する場合はできるだけ低燃費車を選択します。

◇自動車販売業者は購入者に、低燃費などに関する情報を提供します。

◇駐車場を所有・管理する事業者は、アイドリング・ストップを利用者に呼びかけます。

<市>

◇市が率先してエコドライブの運動を推進し、その取り組みの紹介などにより、運動の輪を広めます。

◇公用車の低燃費化を図ります。

◇低燃費車の普及啓発に努めます。

行動指針 4-⑦ 「自転車で走れるまち一宮」を実現します

【取組】

<市民>

◇買物など近距離の移動では自転車を積極的に活用します。

◇自転車乗車時、歩行時のマナー、ルールを守ります。

<事業者>

◇自転車の利用者への便宜を図るため、施設内の駐輪場を整備します。

<市>

◇レンタサイクル制度を充実し、自転車の利用促進を図ります。

◇歩行者や自転車が利用しやすい道路を整備し、自転車の利用促進を図ります。

◇サイクリングが楽しめるような道路を整備し、その情報提供に努めます。

◇自転車運転者、歩行者のマナーやルール向上に向けて啓発します。



3. 環境にやさしい事業所を増やそう

(1) 現状と課題

平成24年8月に実施した「事業者意識調査」において、業種によっては、感心が薄く、関係ないと考える事業者も見られることから、事業者には「事業活動に伴い、多かれ少なかれ環境に負荷をかけている」という認識を持つてもらう必要があります。

一般的に事業所においては、ISO14000シリーズの認証を受けて活動することが行われていますが、この認証にはかなりの費用と負担がかかり、小規模の事業所や個人事業所（商店）では荷が重いのが現状です。

このため、環境省では中小企業でも取り組みやすい環境に関する認証・登録制度として「エコアクション21^{*}」を策定してその普及を進めています。

環境に関する認証の取得だけがその方法ではありませんが、この認証を受けることは、事業所に対する信頼が増すというメリットがあります。

(2) 環境目標

- ISO14000シリーズの認証取得などを推進し、環境にやさしい事業所を増やします。

(3) 具体的取組

行動指針4-⑧ 事業所に対して、ISO14000シリーズの認証取得などを推奨します

【取組】

<市民>

◇従業員として事業所の環境活動に積極的に参加します。

<事業者>

◇ISO14000シリーズやエコアクション21の環境に関する認証取得を図ります。

◇環境に関する認証の取得が困難な場合でも、事業活動にその考え方を取り入れます。

<市>

◇大規模事業所に、ISO14000シリーズの認証取得を働きかけます。また、中小事業所の認証取得に対し補助を行います。

◇補助金制度などで、事業所の環境活動を支援します。

第5節 「連携・協働社会」の実現を目指して

協働して住みやすい環境をつくろう

この計画の目指すべき環境像「毎日が暮らしやすく、住みやすい環境である一宮市」の実現のため、第2章各節で示す「行動指針」を着実に推進していくことが大切です。

加えて、社会の発展とともに、身近な地域から地球的規模まで、幅広く多岐にわたって環境課題が生じてきており、市民一人ひとりの努力では対応できないため、市をはじめ事業者、市民団体・NPOなどと連携・協働して取り組んでいくことが必要となってきています。

このため、本節では次の5項目が重要であると考えます。

- ① 環境に関する情報の収集・提供
- ② 各世代に合わせた環境保全意識の育成
- ③ 中心となって活動できる人材の育成
- ④ ボランティアや市民団体・NPOなどに対する支援
- ⑤ 環境教育・学習の拠点づくり



1. 環境に関する情報を収集し、提供します

(1) 現状と課題

今日の環境問題は、私たちの日常生活と深く関わっており、より良い環境を創造していくためには、市民、事業者、市民団体・NPO、市がそれぞれの立場から行動をしていくことが大切です。

そのためには、一宮市は、市民、事業者、市民団体・NPOと連携・協働して、講演会や市民講座などを開催し、学習の機会の提供や環境に関する情報の提供の発信を通じ、市民の環境への関心を高め、意識向上を図る必要があります。

(2) 環境目標

●環境について考える市民が育つまちをつくります。

(3) 具体的取組

行動指針5-① 環境に関する情報を収集・提供し、市民の意識向上を図ります

【取組】

< 市 >

- ◇広報や市のホームページなどを利用して、情報提供に努めます。
- ◇出前講座などを開催して、地域の環境保全意識の向上に努めます。
- ◇講演会や市民講座などを、市民団体・NPOと協働して開催します。
- ◇市民が多く集まるイベントで、市民団体・NPOと協働して、環境意識啓発を行います。
- ◇木曽三川公園など市内で行われる自然観察会などの環境イベントに関する情報を収集し、市民に提供します。



2. 各世代に合わせた環境教育・学習に取り組みます

2-1 環境について学ぶ機会を増やします

(1) 現状と課題

今日の環境問題を解決するためには、子どもの頃から環境を大切にし、親と子が一緒に新しいライフスタイルの創造に取り組むことが大切です。

2014年11月に愛知・名古屋で持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議が開催されることに伴い、持続可能な地域づくりを実現するため、私たちをとりまく環境について関心が高まりつつあります。こうした機運が高まる中、学校や地域の公民館など、多くの場で各世代に合わせた環境教育・学習を継続的に行う必要があります。

(2) 環境目標

- いつでもどこでも環境について学べ、環境に対する意識が高められるまちをつくります。

(3) 具体的取組

行動指針5-② 教育活動を通して子ども達の環境意識の向上を図ります

【取組】

<市>

- ◇「エコスクール運動^{*}」を通して、環境意識の向上を図ります。
- ◇資源回収、クリーンアップ、緑のカーテンなどの体験型学習の充実を図ります。
- ◇「こどもエコクラブ」を周知します。

行動指針5-③ 市民一人ひとりが、地域における環境問題について協働して取り組みます

【取組】

<市民>

- ◇町内会、子ども会、老人クラブ、女性の会などが実施する地域の環境保全活動に協力します。
- ◇町内会などを通して、資源回収やごみゼロ運動などの環境保全活動を推進します。
- ◇アダプトプログラムや愛・道路パートナーシップ事業に積極的に参加します。

<事業者>

- ◇地域住民と協力し、環境保全活動に努めます。
- ◇地域における環境保全活動に協力します。
- ◇アダプトプログラムや愛・道路パートナーシップ事業に積極的に参加します。

<市>

- ◇地域における環境保全活動の体制づくりを支援します。
- ◇アダプトプログラムなどで活動する市民団体や自主的に花壇清掃や整備をする市民団体が活動しやすい環境を整備します。

2-2 環境教育・学習プログラムを充実します

(1) 現状と課題

市内小中学校では、個別の取り組みとして、総合的な学習の時間などを活用し、環境教育が実施されています。また、小学4年生の社会科の学習で「ごみ」の問題が取り上げられています。

一方、生涯学習の場においては、環境問題に対して関心を高め、解決に向けた行動を促していく仕組みがありますが、まだ市民に広く知られておりません。

そのため、環境問題に興味・関心のある市民が、いつでもどこでも学習することができる体制づくりとプログラムの充実を図る必要があります。

(2) 環境目標

●各世代に合わせた環境教育・学習プログラムを充実します。

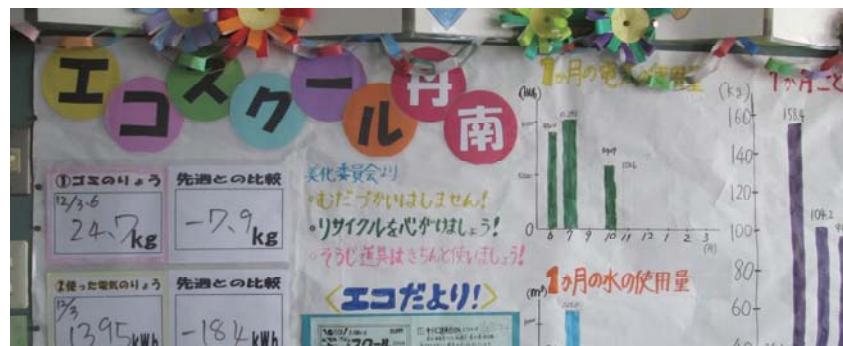
(3) 具体的取組

行動指針5-④ 環境教育・学習プログラムを充実し、人材を育成します

【取組】

< 市 >

- ◇小中学校における、環境教育カリキュラムの充実を図ります。
- ◇ごみ問題など、身近な環境問題解決のための学習プログラムを作成し、それを使用して市民講座を開催します。
- ◇市民講座などで学んだ市民が、地域や職場で広めるとともに、次世代へと伝えていく人材の育成に努めます。
- ◇地域や職場において、環境分野で活躍できる人材の育成に努めます。
- ◇出前講座では、環境に関する講座を充実します。



3. 環境活動の中心となって活動できる人材を育成します

(1) 現状と課題

地域における環境活動を円滑に進めるためには、その中心となる人材として人や組織間のネットワークづくりや市との連携を図ることのできるリーダーが必要であり、こうした人材の育成・確保が大切な課題です。

(2) 環境目標

- 環境活動リーダーなどの人材が育ち、環境活動に取り組みやすいまちをつくります。

(3) 具体的取組

行動指針5-⑤ 地域での環境活動リーダーを育てます

【取組】

<市 民>

◇市が実施する環境活動リーダー育成のための活動に積極的に参加します。

< 市 >

◇環境活動リーダーとして、市職員をサポートする人材の発掘育成に努めます。

◇廃棄物減量等推進員^{*}、生活排水クリーン推進員^{*}、環境保全・ごみ減量推進モニター^{*}の制度を活用して、地域の環境活動リーダーの育成とレベルアップを図ります。



4. ボランティアや市民団体・NPOの活動を支援します

(1) 現状と課題

市民一人ひとりが、身の回りの環境をより良いものにしようと思い何かに気づき、ボランティアをしたい時に、その思いを協力し合って実行に移すことができるような市民団体・NPOの組織があり、それをうまく一般市民に橋渡しできる仕組みが必要です。

(2) 環境目標

- ボランティア活動に参加する楽しさ・よろこび・共感の場を創造します。

(3) 具体的取組

行動指針5-⑥ 環境ボランティアや市民団体・NPOの活動を支援します

【取組】

<市民>

◇町内会、子ども会、老人クラブ、女性の会などと連携し、ボランティア活動の輪を広めます。

◇環境活動を行う市民団体・NPOは、その活動について積極的に情報発信をします。

<市>

◇町内会などのボランティア活動を支援します。

◇市民活動支援センターの利用促進を図るとともに、市民活動支援制度^{*}により市民団体・NPOの市民活動を支援します。

◇環境活動を行う市民団体・NPOの活動を市民に広く紹介し、活動の輪を広げます。



5. 「エコハウス138」を環境教育の拠点として充実します

(1) 現状と課題

「エコハウス138」のエコ情報センターには、環境に関する数多くの図書や資料が設置されており、環境問題について自由に学習できるようになっています。

そのほか、「環境センター」、「佐千原浄水場」、「衛生処理場」などにおいて、小中学生などの見学を受け入れており、環境問題についての学習の場となっています。

しかし、これらの公共施設が市民に十分に知られていないことから、環境教育・活動の拠点として市民がより活用できるよう、働きかける必要があります。



(2) 環境目標

- 「エコハウス138」を中心に、学校や図書館などの公共施設を活用して、情報の共有化を図り、広く市民に情報を発信します。

(3) 具体的取組

行動指針5-⑦

「エコハウス138」を中心にして、身近な場所で環境教育・学習ができるよう、教育内容の充実を図るとともに、啓発していきます

【取組】

< 市 >

- ◇市内の環境施設における環境活動を啓発します。
- ◇「エコハウス138」を環境教育の拠点として充実します。

- ①環境学習講座を開催します。
- ②ビオトープ園にて自然観察会を開催します。
- ③環境関連施設を充実し、より活用されるように努めます。
- ④蔵書を、市図書館の検索システムに組込み、より利用しやすくします。
- ⑤環境教育・学習セミナーなどの開催会場として活用します。

- ◇i-ビル（尾張一宮駅前ビル）など市民が集まりやすい公共施設で環境に関する学習ができるようになります。

